

平成29年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成 2 9 年 3 月 7 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 (開 議)	平成 2 9 年 3 月 7 日	午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 真 紀 5番 先 山 哲 子 7番 木 谷 慎 一 郎 9番 山 田 勝 男 11番 伊 藤 勇 二	2番 久 保 安 正 4番 兼 平 雄 二 郎 6番 佐 野 英 史 8番 辰 己 圭 一 10番 深 木 健 宏 12番 下 村 修
欠 席 議 員	議 長 高 岡 進	
地方自治法第 121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

行政委員	<p>教育委員会委員長 鶴丸 浩</p> <p>代表監査委員 瓜生 英明</p> <p>農業委員会副会長 岡田 哲夫</p> <p>選挙管理委員会委員長 田淵 友一</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 内匠 紀一郎</p> <p>公平委員会委員長 藤原 佑二</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内 美香</p> <p>議会事務局長補佐 小村 雄一</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 1 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>承認第 1 号 平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について</p> <p>議案第 1 号 平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）</p> <p>議案第 2 号 平成 28 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 3 号 平成 28 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 4 号 平成 28 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 5 号 平成 29 年度三郷町一般会計予算</p> <p>議案第 6 号 平成 29 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第 7 号 平成 29 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</p> <p>議案第 8 号 平成 29 年度三郷町下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 9 号 平成 29 年度三郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 10 号 平成 29 年度三郷町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 11 号 平成 29 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 12 号 平成 29 年度三郷町水道事業会計予算</p> <p>議案第 13 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 15 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 16 号 三郷町特別会計条例の一部改正について</p> <p>議案第 17 号 三郷町税条例等の一部改正について</p> <p>議案第 18 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 19 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について</p>

	<p>議案第20号 三郷町介護保険条例の一部改正について</p> <p>議案第21号 三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第22号 三郷町道路線の認定について</p> <p>議案第23号 財産の取得について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第1号 際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書</p> <p>発議第2号 「共謀罪」(「テロ等準備罪」)創設に反対する意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 木 谷 慎一郎 8番 辰己 圭 一

平成 2 9 年 第 1 回 (3 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 3 月 7 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 承認第 1 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 5 号)の専決処分について
- 第 7 議案第 1 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 6 号)
- 第 8 議案第 2 号 平成 2 8 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 9 議案第 3 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 1 0 議案第 4 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 第 1 1 議案第 5 号 平成 2 9 年度三郷町一般会計予算
- 第 1 2 議案第 6 号 平成 2 9 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 1 3 議案第 7 号 平成 2 9 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 第 1 4 議案第 8 号 平成 2 9 年度三郷町下水道事業特別会計予算
- 第 1 5 議案第 9 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度三郷町水道事業会計予算
- 第 1 9 議案第 1 3 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 1 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 6 号 三郷町特別会計条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 7 号 三郷町税条例等の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

- 第 2 5 議案第 1 9 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 0 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 1 号 三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 2 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 9 議案第 2 3 号 財産の取得について
- 第 3 0 提案理由の説明
- 第 3 1 発議第 1 号 際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書
- 第 3 2 発議第 2 号 「共謀罪」(「テロ等準備罪」)創設に反対する意見書
- 第 3 3 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

副議長（先山哲子） 皆さん、おはようございます。

議長が欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 29 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

副議長（先山哲子） 町長から招集の挨拶がございました。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。

本日、三郷町告示第 1 号によりまして、平成 29 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 2 件、諮問案件 1 件、承認案件 1 件、議決案件 23 件の計 27 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

副議長（先山哲子） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第 129 条の規定において、2 名の議員を議員資質向上に資するための研修会に派遣しています。

辰己圭一議員、平成 29 年 1 月 27 日、「子どもの貧困格差問題」について、講師、厚生労働省母子家庭自立支援事業評価委員、千葉喜久也氏。

木谷慎一郎議員、平成 29 年 2 月 3 日、「先進自治体が行っている地方創生」について、講師、元佐賀県武雄市長、樋渡啓祐氏。

内容につきましては、全員協議会で各議員から報告をいただきますので、よろしく願います。

〔会議録署名議員の指名〕

副議長（先山哲子） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定により、

7番、木谷慎一郎議員、8番、辰己圭一議員を指名します。

〔会期の決定〕

副議長（先山哲子） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にした
いと思います。ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日
までの10日間に決定しました。

〔議案朗読〕

副議長（先山哲子） 次に、日程第3、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき
同意を求めることについて」から日程第29、「議案第23号、財産の取得につい
て」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 4 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 6 承認第 1号 平成28年度三郷町一般会計補正予算（第5号）の
専決処分について

日程第 7 議案第 1号 平成28年度三郷町一般会計補正予算（第6号）

日程第 8 議案第 2号 平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

日程第 9 議案第 3号 平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）

日程第10 議案第 4号 平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第
4号）

日程第11 議案第 5号 平成29年度三郷町一般会計予算

日程第12 議案第 6号 平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会
計予算

- 日程第 1 3 議案第 7 号 平成 2 9 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
日程第 1 4 議案第 8 号 平成 2 9 年度三郷町下水道事業特別会計予算
日程第 1 5 議案第 9 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度三郷町介護保険特別会計予算
日程第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度三郷町水道事業会計予算
日程第 1 9 議案第 1 3 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 2 0 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 2 1 議案第 1 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 2 2 議案第 1 6 号 三郷町特別会計条例の一部改正について
日程第 2 3 議案第 1 7 号 三郷町税条例等の一部改正について
日程第 2 4 議案第 1 8 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
日程第 2 5 議案第 1 9 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
日程第 2 6 議案第 2 0 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 2 7 議案第 2 1 号 三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 8 議案第 2 2 号 三郷町道路線の認定について
日程第 2 9 議案第 2 3 号 財産の取得について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

副議長（先山哲子） 日程第 3 0、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、平成 2 9 年度予算編成方針について私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、雇用・所得環境が改善し、政府の経済対策等の効果もあって、景気は緩やかではありますが、回復基調となることが見込まれているところであります。このような中、国においては、引き続き「経済再生なくして財政健

全化なし」を基本に、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の実現に向け、新3本の矢として、戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すこととしております。

このような情勢の中、本町におきましても、町民の皆さんが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、町政を推進しているところであります。

改めて平成28年度を振り返りますと、町制施行50周年という大きな節目を迎えたことから、さまざまな記念事業を実施いたしました。また、教育ICTの導入、通学路への防犯カメラの設置、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる奈良サテライトオフィス35の開設、中学校建てかえに伴う仮設校舎の建設など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、一步ずつ着実に各種事業を進めることができました。

新年度におきましても、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展と、住んでよし、働いてよし、訪れてよし、そして、学んでよしと実感いただけるまちを目指して、雇用の創出、防災対策、生活環境対策、健康福祉対策、教育振興、文化振興、喫緊の諸課題をさまざまな角度から精査し、効率的かつ積極的に各施策を進めてまいり所存であります。

このことを踏まえ編成いたしました平成29年度一般会計予算の規模は104億5,000万円、前年度比24億3,000万円増で、過去最大の予算規模となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、投資的経費予算として最大規模の事業となります中学校の建替事業であります。

平成27年度に基本計画を策定し、議員各位のご協力のもと、当初の計画どおり2年で建設工事を完了すべく、初年度分の予算を計上いたしました。また、スクールバスの運行、子ども達の安全対策等、本事業に関連する経費もあわせて計上したところであります。

次に、地方創生による雇用の創出を念頭に、まちづくり総合戦略に掲げるテレワーク及び三郷町版CCRCの推進に向けて、昨年12月に開設いたしました奈良サテライトオフィス35の運営経費を計上いたしました。

続きまして、防災対策であります。

いつ発生するかわからない災害に備えて、これまでの防災備蓄品に加え、実際の避難所生活で一番問題となるトイレにつきまして、マンホールトイレとは別に、家庭など避難所外でも対応可能な段ボール製簡易トイレを購入する経費を計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

昨年から、町民の皆様のご大切な命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、町内各所に防犯カメラの設置を進めています。

平成28年度には、子ども達の安全・安心のため、通学路を中心に防犯カメラを10か所設置いたしました。本年度では、大和川にかかる橋梁を中心に、人の移動が確認でき、また、増水時に大和川の水面を確認できる箇所10か所に防犯カメラを設置することといたしました。

また、地域における自主的な防犯活動として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しましても、引き続き設置費用の一部を補助する経費をあわせて計上いたしました。

次に、平成28年度に実施いたしました再生可能エネルギー等導入調査の結果から、高圧電力の購入先を小売電気事業者（PPS）に変更し、電気料金を削減することで、経常経費の抑制を図ることとなっておりますが、もう一步先進的な取り組みとして、地域の活性化と新たな雇用創出を目的とした地域電力会社設立に向け計画の策定経費も計上いたしました。

また、住民の方々の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードがあれば、住民票、戸籍、税の証明等が全国のコンビニエンスストアで発行できるシステムの構築及びその運用経費を計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

高齢者の充実した生活実現のための目標を定める高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を、また、障害者に対する総合的な施策の充実を一層図るため、障害者基本計画及び障害福祉計画を策定する経費を計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

本町と香芝市、王寺町、大阪府柏原市の2市2町で地方創生推進交付金を活用し計画的に進めております広域連携事業として、本町においては龍田古道を観光周遊ルートとして整備するため、所要の予算を計上いたしました。

次に、教育振興であります。

子ども達の情報活用能力を育成するため、ICT教育環境の整備を3年計画で進めているところですが、引き続き、その2年目の整備経費を計上いたしました。

また、南畑幼稚園の通園バスにつきましては、老朽化が進んでいることから、子ども達の安全を確保するため、新たな通園バスを購入いたします。

なお、現在は園児39人乗りの通園バスを運行し、3往復で送迎しておりますが、今回購入予定車両を大型化し、園児49人乗りとすることで、園児の送迎を2往復に短縮できることから、保育時間の確保にもつなげるものであります。

次に、文化振興であります。

本年度に奈良県で国民文化祭・なら2017が開催されます。その一環として、三郷町では昨年に引き続き、龍田大社で風音祭を実施することとなることから、その実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。2,115万6,000円で、前年度比1.2%の増とするものであります。平成17年度から、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところであります。今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。1,962万円で、前年度比314.5%の増とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理及び信貴ヶ丘自治会などへの基金返還に係る予算を計上したものであります。

次に、下水道事業特別会計予算であります。公営企業会計に移行することによりまして、7億654万6,000円で、前年度比19.8%の減とするものであります。公共下水道事業といたしましては、引き続き、勢野東地区を中心に整備を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。30億2,761万9,000円で、前年度比3.4%の増とするものであります。年々増加する医療費に対応できるよう、保健予防の充実を図りつつ、今後も本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業として18億4,067

万 8,000 円、また、サービス事業として 1,109 万 4,000 円の合わせて 18 億 5,177 万 2,000 円で、前年度比 1.9% の増とするものであります。誰もが住みなれたまちで介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、新たに総合事業を開始するとともに、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。3 億 3,632 万 1,000 円で、前年度比 4.4% の増とするものであります。医療保険制度全体の状況を注視し、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

最後に、水道事業会計についてであります。

本年度の予算は、三郷町水道事業基本計画に基づき、県営水道・配水池耐震補強等工事を中心に水道施設の耐震化・老朽化対策を進め、あわせて水源の水質保全に努めるなど、安心して安全な水の安定供給を目指した予算といたしました。

まず、収益的収入といたしましては、給水収益など総額 6 億 7,704 万 6,000 円を計上し、収益的支出では、人件費を初め、県営水道受水費、引当金など経常的に必要な経費として、総額 6 億 4,879 万 2,000 円を計上したところであります。

次に、資本的収入といたしましては、給水分担金、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債の借り入れ、補助金などで、総額 5 億 69 万 7,000 円を、資本的支出といたしましては、基本計画事業の実施に伴う建設改良費や企業債償還金、リース資産購入費などで、総額 5 億 8,566 万 2,000 円を計上いたしました。

なお、資本的収支の差引収支不足額 8,496 万 5,000 円は、消費税資本的収支調整額 3,089 万 6,000 円、当年度損益勘定留保資金 5,406 万 9,000 円で補填するものであります。

本年度は基本計画の 4 年目となり、基本理念の「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、適切に事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

以上が平成 29 年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明を申し上げます。

まず初めに、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。同法施行後の新教育長については、任期が3年となり、教育委員会の代表者としてその職務を行うものであります。

今回、平成17年3月から3期12年の長きにわたり教育長の職務を遂行され、本町の教育行政の発展に多大なご尽力をいただきました山野一明氏の任期が本年3月22日で満了となることから、新たに池田朝博氏を教育長として任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

池田氏におかれましては、昭和58年に本町に奉職され、以来、企画財政課長等を歴任、現在は総務部長の要職にあり、人格が高潔で、行政に関して幅広い知識とすぐれた識見を有しておられることから、教育長として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の森川征浩氏の任期が本年3月22日付をもって満了となることに伴うものであります。

森川氏におかれましては、平成21年3月から2期8年にわたり、教育委員としてその職務を遂行され、本町の教育行政の発展に多大なご尽力をいただきましたが、このたびの任期満了を契機に後進に道を譲る考えを示されました。

そこで、今回、窪内真一氏を新しく教育委員として同意をお願いするものであります。

窪内氏は、これまでコンピューターシステム関係の会社を経営されるかたわら、平成14年度から平成26年度までの12年間の長きにわたり、三郷中学校のPTA会長や副会長を務められました。また、平成24年度から現在に至るまで、同校の学校評議員として本町の教育行政に多大なご協力をいただいております。このように、窪内氏におかれましては、人格が高潔で、教育・文化に関しすぐれた識見を有しておられることから、教育委員として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、前委員の辞任により現在欠員が生じていることから、新たに人権擁護委員候補者として推薦したいと考えるものであります。

候補者の丸尾總恵氏におかれましては、長年、大阪府の教員として中学校、養護学校、高等学校に勤務され、子ども達の教育に深くかかわってこられるとともに、人権問題についても熱心に取り組まれてこられた経験を有しておられます。また、識見が高く、地域住民の方からの信望も厚く、人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」であります。

既決予算に500万円を追加し、補正後の予算総額を96億707万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、まちづくり総合戦略の中で、観光客数や雇用の増加につなげることを目的に、温泉施設に対する支援が重点施策として位置づけられております。今回、その事業検討に調査費用として地方創生推進交付金が採択されたことから、歳出では商工費の観光費で500万円を、また、歳入では国庫補助金及び財政調整基金繰入金をそれぞれ250万円追加したものであります。

なお、本交付金は、昨年12月22日に交付決定を受け、また、制度上繰り越しができないことから、早急に契約手続を進めるため、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年12月22日付で専決処分を行ったものであります。

次に、「議案第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第6号)」についてであります。

既決予算から1億1,510万4,000円を減額し、補正後の予算総額を94億9,196万8,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、民生費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、社会福祉総務費で32万9,000円を計上するものであります。

また、後ほど説明いたします介護保険特別会計の補正に伴う操出金といたしま

して、老人福祉総務費で13万円を計上するものであります。

次に、西部保育園におきまして、昨年9月以降、乳児数が増加し、給食材料費が不足することから、西部保育園運営費で64万円を追加するものであります。

続きまして、農林業費では、現在、本町の農業分野は、担い手不足、耕作放棄地の増加といった課題を抱えております。これらを解消し、雇用の創出、定住化の促進につなげるため、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、町が主体となって、農業振興を目的としたNPO法人設立への支援及びその活動拠点の整備を行うもので、その経費として、農業振興費で1,500万円を計上するものであります。

続きまして、商工費におきましても、今年度のふるさと寄附金で、観光施設整備事業への活用を希望された寄附金を観光施設整備基金へ積み立てるため、観光費で19万4,000円を計上するものであります。

続きまして、土木費では、後ほど説明いたします下水道事業特別会計の補正予算に伴い、下水道整備費で2,339万円を減額するものであります。

続きまして、教育費においても、今年度のふるさと寄附金において、教育振興事業への活用を希望された寄附金30万9,000円を、また、文化振興事業への活用を希望された寄附金と町長におまかせ分を合わせまして76万4,000円をそれぞれの基金へ積み立てるため、事務局費及び社会教育総務費でそれぞれ計上するものであります。

また、中学校建替事業に伴う仮設校舎のリース契約金額が確定し、不用額が生じたことから、学校管理費で1億751万円を減額するものであります。

また、勢野東遺跡発掘調査におきまして、奈良県の計画変更により、予算の年度間の配分が変更となったことから、文化財保護費で157万円を減額し、平成29年度当初予算に再計上するものであります。

一方、歳入では、県の税収の見込みが減収となったことから、配当割交付金で260万円、株式等譲渡所得割交付金で650万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、農業振興による雇用創出事業に伴い、国庫補助金及び町債をそれぞれ750万円計上するものであります。

また、ふるさと寄附金の実績に基づき、一般寄附金で159万6,000円を追加するものであります。

次に、中学校建替事業におきまして、仮設校舎使用料が減額となったことから、公共施設整備基金繰入金を1億700万円減額するとともに、本年度実施しております詳細設計業務が公共施設最適化事業債の対象となったことから、町債の教育費で6,400万円を計上し、財政調整基金繰入金を7,960万円減額することで収支を合わせるものであります。

次に、繰越明許費であります。個人番号カード関連事務交付金事業につきまして、マイナンバーカードの交付状況に鑑み、175万2,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、臨時福祉給付金事業につきましては、今回の国の補正予算で追加された補助事業であり、年度末までに完了できないことから、7,310万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、先ほど農林業費で説明いたしました地方創生拠点整備交付金事業につきましては、交付決定が2月となり、年度内の完了が見込めないため、1,500万円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第2号、平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算から1億839万円を減額し、補正後の予算総額を7億7,224万7,000円とするものであります。

内容といたしましては、消費税の確定申告により税額が確定したことから、下水道総務費で629万円を減額するものであります。

次に、下水道整備事業に係る国費の配分が減額となり、事業費を見直す必要が生じたことから、公共下水道事業費で9,310万円を減額するものであります。

また、県の流域下水道維持管理負担金の単価が下げられたことに伴い、管渠管理費で900万円を減額するものであります。

一方で、歳入では、歳出の減額に伴い、国庫補助金で3,620万円、町債で4,880万円を、一般会計繰入金で2,339万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費であります。公共下水道事業につきましては、現場の土質状況が想定と大きく異なり、その対応に不測の日数を要したことから、9,272万3,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、流域下水道事業におきましても、県事業が繰り越しとなったことから、

市町村負担金 183万9,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第3号、平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に7,754万4,000円を追加し、補正後の予算総額を30億4,123万8,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、本会計で負担する給付費の見込み額が当初予算額を上回ることから、一般被保険者療養給付費で5,813万2,000円、一般被保険者高額療養費で1,941万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、給付費等の増額に伴いまして、国庫負担金で1,396万8,000円、国庫補助金で420万6,000円、療養給付費交付金で36万5,000円、県補助金で400万2,000円、共同事業交付金で5,500万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、「議案第4号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)」についてであります。

まずは、介護保険事業についてであります。

既決予算に76万1,000円を追加し、補正後の予算総額を18億5,658万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、保険給付事業におきまして、サービスの利用がそれぞれ増減したことから、施設介護サービス等給付費で131万1,000円、介護予防サービス給付費で236万8,000円、介護予防福祉用具購入費で41万7,000円、審査支払手数料で7万9,000円、高額介護サービス費で77万8,000円をそれぞれ増額し、地域密着型介護予防サービス給付費で390万8,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で14万3,000円、支払基金交付金で29万2,000円、県負担金で19万6,000円、一般会計繰入金で13万円をそれぞれ増額するとともに、歳出の基金積立金で28万4,000円を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、介護サービス事業についてであります。

当初予算に64万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1,086万3,000円とするものであります。

内容といたしまして、人事院勧告等により、地域包括支援センター派遣職員負担金が増額となったことから、歳出では一般管理費で、歳入では介護予防給付費収入で、64万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、「議案第13号、三郷町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い、本条例中における同法の引用条文に条ずれが生じたため所要の改正を行うもので、本年5月30日から施行するものであります。

続きまして、「議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国家公務員の育児・介護の両立支援のため人事院規則の改正が行われたことに伴い、本町においても同様の改正を行うものであります。

内容といたしましては、時間外勤務の制限の対象について、従来の育児をする職員に加え、要介護者の介護をする職員にも拡大するものであります。

なお、施行期日については、本年4月1日とするものであります。

続きまして、「議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い人事院規則が改正されたことにより、本町においても該当部分について同様の改正を行うものであります。

内容といたしましては、非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和、育児休業等に係る子の範囲の拡大、育児時間と介護時間を併用する場合の取得時間数の調整等を行うものであります。

なお、施行期日については、本年4月1日とするものであります。

続きまして、「議案第16号、三郷町特別会計条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、三郷町勢野北部用地整理事業特別会計について、保留地の処分がほぼ完了したことから、本年3月31日をもって同会計を閉鎖するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は本年4月1日とし、出納閉鎖整理期間中の歳入及び歳出について経過措置を設けるものであります。

続きまして、「議案第17号、三郷町税条例等の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、消費税率の引き上げの延期に伴い、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が改正されたことによるものであります。

主な内容といたしましては、住宅ローン控除の居住期限を2年間延長するとともに、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の導入、軽自動車税の種別割への名称変更の実施時期をそれぞれ平成30年10月1日以降に延期するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第18号、三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、三郷中学校の建替事業に伴い、本年4月1日から仮設校舎に所在地が移転することから、所要の改正を行い、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第19号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、三郷中学校の建替事業に伴うものであります。

内容といたしましては、本年4月1日から仮設校舎に所在地が移転することに伴い、体育館及び武道場の開放を停止するため、所要の改正を行い、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第20号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、消費税率の引き上げの延期に伴い、現行、平成28年度までとなっております低所得者の第1号保険料軽減措置が平成29年度についても適用されることから、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第21号、三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行規則の一部改正により、国の基準が改正されたことに伴うものであります。

内容といたしましては、地域包括支援センターの職務に従事する主任介護専門員について、5年を超えない期間ごとに更新研修を受けることが義務づけされたことから、国の基準と同様に所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第22号、三郷町道路線の認定について」であります。

本案につきましては、勢野東2丁目の開発に伴い築造されました道路の帰属が完了したことから、道路法第8条第2項の規定により、新たに町道認定するため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第23号、財産の取得について」であります。

本案につきましては、本年4月から仮設校舎で中学校生徒たちが快適な環境で学習できるよう、当初3年計画で整備を予定しておりました電子黒板等の備品として、マルチタッチスクリーン液晶ディスプレイ14台、文教用デジタルビデオカメラ14台を今年度に前倒しして購入するものであります。

なお、今年度中の納品が必要であることから、大阪市淀川区宮原1丁目2番33号、パナソニックシステムネットワーク株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社社長、宮澤俊樹を相手方とし、消費税を含め720万9,000円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

副議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

副議長（先山哲子） 日程第31、「発議第1号、際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第1号、平成29年3月7日、三郷町議会議長 高岡 進様。

際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。賛成者 久保安正、南 真紀。

政府・厚労省は、年金制度に「少子化」と「平均寿命」の延びを理由に「マク

口経済スライド」の導入を行い、さらに、昨年、第192臨時国会で、国民年金法等改定法（年金カット法）を強行成立させました。

今、多くの年金受給者の生活は、消費税の増税、物価上昇、医療・介護保険の負担増などのもとで、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態になっています。

年金削減は、高齢者だけの問題でなく、「将来の年金生活者」にとっても大きな問題です。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に否定的な影響をもたらします。年金が増えれば、地域の消費も増え、地方税収も増加し、ひいては、自治体の行政サービスの向上につながります。

高齢者の願いは、地域で安心、安全、健康で長生きできることです。

若い人も高齢者も、現在から将来にわたって安心、安定して暮らしていけるために、下記のことを求めます。

記

1．国民年金法等改定法（年金カット法）を廃止すること。

1．年金を毎年引き下げ続ける「マクロ経済スライド」は廃止すること。

1．全額国庫負担による最低保障年金を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年3月、奈良県三郷町議会。

（提出先） 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

副議長（先山哲子） ただいま朗読の発議第1号について、提案理由の説明を求めます。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

公的年金で支給される金額は、物価変動に応じて改定する物価スライドが導入され、物価が上がれば年金も引き上げるというふうにならなっていました。しかし、少子高齢化や医療の進歩により平均寿命が延びたことにより年金財政が厳しいという理由で、2004年の年金制度改革でマクロ経済スライドが導入されました。

マクロ経済スライドというのは、社会全体の公的年金を支える現役世代の人数

の減少と平均寿命の延びに伴う給付費の増加など、年金財政に影響を及ぼす社会経済情勢の変化を調整率として年金の給付水準に反映させて、年金額を抑える仕組みです。このスライド調整率は、2025年までは平均0.9%と見込まれています。

マクロ経済スライドによる年金支給額の抑制は、物価の上昇のときに限られるため、下落している場合には実施されません。そのため、マクロ経済スライドが実施されたのは、2014年に消費税の増税により物価が上昇したときです。マクロ経済スライドの調整により、日本国内に居住する二十以上の全ての人が加入し65歳から支給される国民年金である基礎年金は、2040年代まで下げ続けることになっています。

昨年の臨時国会で成立した年金カット法では、マクロ経済スライドをさらに強化するためのキャリーオーバー制度を2018年から導入します。これは、マクロ経済スライドが実施できなかった場合、その分を繰り越し、物価、賃金等が上がったときにまとめて削減することができる制度です。

また、2021年度からは賃金マイナススライドという仕組みも導入されます。この賃金マイナススライドは、物価は上がっても賃金がマイナスの場合、賃金に合わせてマイナス改定をします。物価と賃金とともにマイナスで賃金のマイナスが多い場合、多いほうの賃金に合わせてカットします。ひたすら低いほうに合わせて年金を引き下げるというものです。引き下げられた水準の年金が将来の世代に引き渡され、現役世代にとっても大きな問題です。このような制度を将来世代に残すわけにはいきません。際限のない年金削減が続くことになります。

国民年金は40年掛けても月額6万5,000円、底なしの低水準こそ最大の問題です。本当に必要なのは、老後の生活の基礎的な支えとなり、高齢者世代も現役世代も信頼できる年金制度を構築することです。低年金の底上げと最低保障年金の導入、現役世代の雇用、賃金の立て直しによる年金財政の強化など、本当の改革が必要だと思います。

こういった理由でこの意見書を提案するものです。よろしく願いいたします。

副議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

副議長（先山哲子） 日程第32、「発議第2号、「共謀罪」（「テロ等準備罪」）創設に反対する意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第2号、平成29年3月7日、三郷町議会議長 高岡 進様。

「共謀罪」（「テロ等準備罪」）創設に反対する意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

政府は、いま開かれている国会に、名前を「テロ等準備罪」に変えて、共謀罪法案を提出しようとしています。法案の名前を変えても、共謀＝相談、計画しただけで犯罪に問えるという本質は変わりません。それは、犯罪の実際の行為のみを罰するという刑法の大原則に真っ向から反するだけでなく、日本国憲法第19条が「侵してはならない」とする国民の思想や内心を処罰の対象とする違憲立法にほかなりません。

政府は、オリンピック・パラリンピックに向けて、「テロを防ぐ『国際組織犯罪防止条約』を締結するため」という新たな口実を持ち出していますが、そもそもこの条約はマフィアや暴力団などによる経済犯罪への対処を目的とした条約です。テロ対策というならば、日本はすでにテロ防止のためのすべての条約を締結し、国内法も整備しています。

「テロ対策」の名で、国民を欺き、国民の思想や内心まで取り締まろうという共謀罪は、モノ言わぬ監視社会をつくる、現代版の治安維持法にほかなりません。

以上の趣旨にたって、下記のことを求めます。

記

1. 「共謀罪」を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年3月、奈良県三郷町議会。

（提出先） 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

副議長（先山哲子） ただいま朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 提案理由を述べます。

共謀罪とは、実際には起きてもない犯罪について、2人以上で話し合い計画しただけで罪に問うというものであります。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、国際組織犯罪防止条約が国連で2000年に署名され、2003年に発効しました。

政府は、この条約の締結のために必要であるとして、2003年、2004年、2005年の3回にわたって共謀罪法案を国会に提出しましたが、国民の反対に遭い、いずれも廃案となりました。

ところが、2015年11月のフランスでのテロ事件が発生したのを機に、政府関係者から、テロ対策のために共謀罪の創設が必要であるとの発言がなされるようになりました。そして、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、テロを防ぐために国際組織犯罪防止条約を締結しなければならない、そういう新たな口実を持ち出して、昨年8月以降、共謀罪をテロ等準備罪と名称を変えて、法案の取りまとめに入りました。昨年末の臨時国会への提出は見送られたものの、今開かれております通常国会に共謀罪に関する新たな法案を提出しようとしております。

2月の28日、政府が提出しようとしている組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の改正案、共謀罪法案の原案が明らかになりました。政府はこれまで、共謀罪ではありません、テロ等準備罪ですと盛んに宣伝をしていたのですが、明らかになった原案には、テロという言葉は一つも見当たりません。お粗末な話であります。

そもそも国際組織犯罪防止条約は、マフィアや暴力団などによる経済犯罪への対処を目的としている条約であり、国連は、テロ関係の条約をこの条約と明確に区別をした上で、テロ対策のための条約を多数制定しております。例えば、ハイジャック防止のためのハーグ条約、1970年、核物質防護条約、1980年、シージャック防止条約、1988年、プラスチック爆薬探知条約、1991年など、テロ防止関連13条約がそれであります。

日本はこの13条約を既に全て締結し、国内法も整備済みであります。テロを防ぐためという政府の宣伝はごまかしにすぎず、狙いは共謀罪の創設にあることは明らかであります。

共謀罪には次のような重大な問題点があると私は考えています。

一つは、共謀罪は、憲法19条で保障された思想、信条、内心の自由を侵すものであるということです。

近代刑法では、犯罪行為により実際に被害が生じた場合にその犯罪行為を処罰

することが原則です。しかし、共謀罪は、犯罪実行の計画合意を処罰するものであるため、その内心に踏み込んで捜査をすることになります。政府の原案は、準備行為を加えて処罰条件を限定しているかに見えますが、準備行為が無限定なものであるだけでなく、準備行為に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵すという共謀罪の本質に何ら変わりはありません。戦前、特高警察が治安維持法を使い、戦争反対など、思想、信条、内心を弾圧した時代を繰り返してはなりません。

二つ目は、共謀罪は、広く市民、団体を監視することになるということです。

共謀罪が適用される犯罪は広範囲にわたります。政府原案では、91の法律で規定した277種類もの犯罪となっております。政府原案は対象を団体から組織的犯罪集団にしたとしておりますが、その定義が不明確であるため、判断が捜査機関に委ねられ、市民団体や労働団体も対象にされかねません。さきの参議院選挙で公職選挙法違反の捜査を口実に、大分県府警察職員が市民労働団体事務所を隠しカメラで違法に監視していた事実からも、問題は明らかだと思います。

三つ目は、共謀罪は警察の日常的監視、密告社会を招くことになるということです。

計画、合意などを捜査するためには、市民からの情報提供や会話そのものの盗聴などが必要になります。しかし、市民からの情報提供を推進すれば、戦前の隣組のような住民同士の相互監視、密告社会を生み出す危険があります。会話を盗聴するために日常的に盗聴捜査が行われるおそれもあります。また、計画、合意は物的証拠に乏しいため、自白の強要など、冤罪をふやす危険もあります。

以上、共謀罪は国民の監視と密告による弾圧を可能にするものであり、テロ防止や安心・安全な社会などの耳ざわりのよい言葉でごまかして、国民の思想、信条、内心、自由な言論、民主主義を制約することは絶対に許されるものではありません。共謀罪の創設に反対であります。

以上、提案理由の説明です。

副議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

副議長（先山哲子） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

副議長（先山哲子） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時です。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前11時00分

副議長（先山哲子） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

副議長（先山哲子） 日程第33、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、4番、兼平雄二郎議員。一問一答方式で行います。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 許可されましたので、質問させていただきます。

地域自主防災組織と自主防犯組織の育成についてということです。

先ほどの町長方針の中にも防災・防犯対策の重要性について触れられていました。そういう町としての取り組みが必要であり、それを重要と捉えることは今の時代において防災も防犯も欠かすことのできない重要課題であるということだと私も思います。

ただ、何よりも大切なのは、防災も防犯も行政の一方的な取り組みじゃなくて、住民の主体的な取り組みが最も重要ではないか。住民の人間関係の中で防災も防犯も解決されていくのが、いろんな、特に防災の中で震災があったりとか、そんなときは住民同士の組織の中でやられているということが、私も二度、二つの大きな震災、神戸と、それから東日本のときにそれぞれボランティアに行かせても

らいましたが、ボランティアの力なんていうのはそれほど、はっきり言って、私が大したことなかったのかもしれませんが、大したことがないというよりも、むしろ住民同士のつながりが非常に重要だったということを勉強させていただきました。

そういう観点から、本町でも、いわゆる地域自主防災、それから、地域自主防犯組織の育成ということでもって、防災組織の場合は150万の、それから、防犯組織の場合は50万の予算が生まれ、それぞれ7年、3年とたっているわけです。

ただ、ここで私はゆゆしき問題だと書かせていただいたのは、それぞれ150万ある地域防災補助金制度が十分活用されていない。ずっと、平成23年度86万四千何ぼ、24年度72万、25年度81万、26年82万、27年95万、28年94万と、150万あるのに、いずれも100万に満ちていない。これはやっぱり私、先ほども述べましたようにゆゆしき問題だと思っています。地域の自主防災・防犯組織が十分これを活用していくことが、いわゆる地域力を高めていくことであると思っていますので。

さらに、防犯組織も3年前に補助金制度ができて、これははっきり言いましてもっとゆゆしい問題です。50万の補助金に対して、平成26年度は13万、27年度は8万5,000円、28年度は13万円。ということは、全て2割程度ですね、2割程度。それから、3年間の150万に対して未執行額、あえてそういう計算をすれば、防犯組織の場合は150万のうち114万8,035円が未執行額であります。それから、防災組織に対しては、150万に対して6年間の未執行額を合計しますと386万8,404円、すなわち400万近くが未執行額。

予算によって未執行額はあってもいいと思う。例えば教材用のテレビを買う。10万の予算を組んどったけども、役場の職員の方の努力でそれをうまく7万で買えたとか6万で買えたとか、それはそれでいいと思いますが、この二つの予算に対しては、やはり未執行は、私はだめじゃないかなと思います。

ちなみに言いますと、防災の組織については三郷町は非常によく、95%が地域防災組織をつくっています。それに対して、防犯組織は非常に他の西和7町の中でも、何だったらあとでまた詳しく数字を言わせてもってもいいと思いますが、非常によそと乖離しておりまして、ワーストワンです、防犯組織の育成とい

うことについては。

そういう中で、この150万、それから50万の防災・防犯組織のいわゆる執行するためにどういう取り組みを考えておられるのか。執行の重要性については、私は当然一致していると思います。これは、こんなものなかってもええやということはないので、未執行であっても6年、それから、未執行であっても3年、29年度もそうですから、7年、4年と続いているわけですね、幾ら執行されてなくても。そしたら、それをどう普及させていこうとしているのか。そのあたりを教えていただけたらと思います。

以上です。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、兼平議員の1問目のご質問に、また、自主防災組織に関しての内容につきまして、私のほうからまずお答えをさせていただきたいというふうに思います。

大規模な災害時においては、行政の緊急救護活動が行き渡らないことを前提とし、緊急時においては、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくすることから、地域住民の災害時の役割は極めて重要であるというふうに認識をしております。近年、都市化の進行によりまして、地域住民のコミュニティ活動が希薄になり、また、高齢等による要配慮者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重というのがますます大きくなっていると考えているところでございます。

このことから、本町では町民の方々の防災意識の向上及び地域における自主防災活動を促進することを目的に、自主防災組織育成事業補助金を交付しているところでございます。現在、本補助金につきましては、防災倉庫やテント、発電機、車椅子など防災資機材の整備に要する経費に対しまして、上限15万円で2分の1の額を、また、防災訓練の実施や研修等への参加、また、啓発活動などの地域防災活動に要する経費として、組織・団体の世帯数に応じて定めた額を補助対象とし、平成23年度から、議員もおっしゃっておられましたように、制度化して補助制度を執行しているところでございます。

ご質問にもありましたが、毎年150万円の予算に対する過去6年間の執行率でございますが、繰り返しになりますが、平成27年度の63.6%、金額にしますと約95万4,000円を上限に、平成24年度では48.6%、金額では

72万8,000円ということで、執行率ということをおっしゃっておられましたが、いずれも過去6年間におきましては100万円を超える金額の支出はございません。

しかしながら、本制度を少しでも多くの自主防災組織にご活用いただきたく、有事に備えていただくために、平成26年度よりは防災資機材の整備に要する経費の補助上限額を10万円から15万円に引き上げを行わせていただいたところであり、このことによりまして、引き上げ後は執行率も、それまでに比べますと約10%程度でございますが、上昇しております。

今後におきましても、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、本制度を活用いただいていない地域の自主防災組織を中心といたしまして、より一層この制度を周知啓発を行い、自主防災組織活動の育成に努めてまいりたいと考えておりますが、補助率の改定であったり、また、補助金限度額の増額ということに関しましては、今のところは考えておりません。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 続きまして、後段の防犯組織に関するご質問のほうにお答えしてまいります。

刑法犯認知件数は、平成14年に最多を記録した以降、地域住民によるボランティア活動等の拡大によりまして、地域での活動が活発化し、その件数は減少傾向を示すようになりました。しかしながら、子どもが被害者となる事案や高齢者を狙った犯罪等、身近な生活空間での犯罪に対する不安は高い状況にあり、安心・安全を十分に実感するには至っていない状況です。自分たちの地域は自分たちで守るという防犯意識のもと、本町内におきましても、自治会組織等を基盤とした自主防犯団体が設立され、子どもの見守り活動や青色パトロール等の地域安全活動を実施していただいているところであります。

本町では、町全体の防犯意識を高め、地域の皆様による地域防犯活動の積極的な展開とその活動を支援する目的で、平成26年度から補助事業を開始いたしました。その内容は、10人以上の町内在住者により構成され、町内において自主的かつ継続的にパトロール活動や通学路における安全指導等を実施していただいている団体に対して、1団体、1年度に上限5万円の補助金を交付していますが、その執行状況は、ご質問の中でご紹介いただきましたとおりでございます。

改めて、執行率の低さ、言い換えれば組織率が伸び悩んでいることが課題であると認識しているところであります。地域住民の方々が主体となって自主防犯組織を積極的に立ち上げ、その活動を継続していただくことが安心・安全なまちづくりの推進に大きく寄与していただけるものと考えております。そのために必要となる対策や方向性を、ほかの自治体の成功事例などを参考とするとともに、支援の強化も念頭に入れ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） まず、防災のほうからですが、池田部長の答弁にもありましたように、実は三郷町に防災組織が、多分これはいただいた資料ですが、40団体あります。ところが、そのうち半数までは行かないが、そのうちの16団体がこの6年間で一度もその補助金制度を使っていないわけなんです。ということは、その地域は独自に自分とこで購入しているということは、私はそこまでは調べていませんが、普通こういう制度があれば、自分とこで5万円お金を出して、町から5万円の補助があれば、当然補助金制度を利用するのが普通だと思っていますので、言い方を変えると、約半数近くがそういう防災備品その他を利用してない、設置していないというか、そういう状況じゃないかなと思います。

そういう意味では、おっしゃっていましたが、そういう使っていないところに対してそういうことを広めていくということも重要ですが、もうちょっと根本的に考えていただきたいのは、使っているところは毎年たくさん使っています。私の知っているところでも10万、15万です。そやから、100万近く補助金をもらって、半額ですから、自治会でも100万近く出して200万ぐらいのそういういろんな備品が備わっているわけですね。それと、使っていないところはゼロなわけですね。だから、その格差が生じているということですね。それは町全体としてはよろしくないことじゃないかなと思います。

そういう意味では、例えば財力のある自治会でしたら5万、10万、15万と出せるわけですけどもね。出せない自治会に対しても、例えば今の5割補助制度というのではなかなか伸びないのではないかなというふうに私は考えています。

それと、もう1点は、率直に言って私の知っている防災組織では、200万ほど今まで使っているの、いろんな物がそろっていています。ただ、一つ足りないのは備蓄品です、例えば水とか、何かあったときの。備蓄品はどうなってい

るかといったら、役場から賞味期限の迫ったものを順番に供出してもらって、それをいつもいただいています。しかし、例えば1,000人があって、そのうち27.6だったですか、27.3だったですかね、三郷町の場合は災害時の設定率は。ということは、1,000人おれば300人近くの人が3日間ぐらい水を確保できる。道路が寸断された場合、例えば役場からとかいろんな支援が来るまで3日間ぐらいできるというものに対しては、現在の備蓄品、食品とか飲料水に対してはその制度は適用されていませんのでね。それもやっぱり使いにくい状況じゃないかなと思います。

それは私、当然役場の職員の方が考えることなので、それ以上は言わないですけどもね。ただ、その辺を実際防災・防犯組織が使いやすい、もっともっとふえていくようなことをぜひ考えていただきたい。というのは、6年間やっていて毎年平均したら6割程度しか執行されないというのは、もう一度言います。私はゆゆしき問題だと思っています。これは危機管理上大変な問題だと思っています。そういう意味で、ぜひ、150万円が執行されて、さらに充実していくようなものになることを願っていますので、考えていただきたいと思っています。

それと、一方、防犯組織ですね。防犯組織については、これは執行されないのが当たり前なんです、よく考えてみれば。上限5万円で、私の知っている範囲では、常時防犯活動をしている組織は二つもしくは三つです。西和地区の犯罪ゼロ・チャレンジの集会に、私、何度か参加していますけども、三郷町は4団体です。ちなみに言いますと、平群町は10団体です。斑鳩町26団体、安堵町14団体、上牧町15団体、王寺町10団体、河合町11なんです。それに対して三郷町は4団体しかないわけなんです。

それはやはりそういう組織をふやしていく必要があるわけなんですけども、ただ、今活動しているところはもっと活動しやすく、私の知っているところでは1週間7日のうち5日間毎晩夜回りしていて、50人ぐらいのメンバーで夜回りしている。子ども見守りを20人ぐらいのメンバーで毎日、朝、登校、ほんで、下校のときは3時、4時、それから、いわゆる学童の子が帰ってくるのを迎えに行っている。それから、青パトを走らせている。週一度だけは青パトを走らせている。そういう組織も知っております。

それで、そういう一つの組織がいろいろなことをやるのが横に広がっていくのと、その組織がさらにある意味で突出してもいいと思います。一つのモデル組

織としてあっていいと思います。そういうものを育てる観点になっていただきたいと思います。

先ほど数字を言いましたが、もう一つ、これは私、4年前の6月議会で多分言わせていただいて、そのときにはいろんな資料もつけたと思います。奈良市は年間1,830万の予算を組んでいるとか、河合町は多くの者に帽子を配っているとか。その中で一つ特筆、またそのときも強調させていただきましたが、これは大阪市です。週3回以上の青パト巡回に対して最高16万円の交付金を払う。何で16万円かといったら、車ですね。車を借りるとか、もちろんガソリン代も要りますが、それから、いろんな車に関する諸経費ですね。そういうものの補償として16万円。このとき私は住之江区に聞きに行きましたので、住之江区だけでも8台の車を走らせていると。三郷町もそういう形でね。お金がないんじゃないんで、50万円のお金を10万も使っていない年度があるわけなんだから、そういういろんなことを、制度の充実というものをさせていただきたい。

もちろんここでしますと答えていただければありがたいんですけども、先ほども申しましたように、これは私がこういうことをせえとかどうのこうの言う問題じゃなくて、この問題を、もう一度言いますが、非常にゆゆしき問題と捉えて、いわゆる行政がいろんな、西和7町でもいろんなところがいろんなことをしていますのでね。そのあたりを踏まえて三郷町の防犯組織を育てる。防災組織も95%の組織率であるが、その中身がより実体のあるものにしていくように考えていただきたいと思いますし、来年の29年度の予算はやはり使い切っていただくということが私は本来のこういう予算を組んでいる趣旨じゃないかなと思いますので、今もちろん答えていただいたら結構ですが、そのあたり、十分今後検討していただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 兼平議員の再質問にお答えといたしますか、ご要望というふうに関心を持った部分も多いんですが、ちょっとご質問に対して町の考え方をもう一度整理していきたいと思いますが。

おっしゃるように、自主防災組織、町内自治会を中心とした防災組織ですが、大半が組織をいただいています。また、その自主防災組織ごとに、その活動内容というのがそれぞれの地域によって温度差があるといいますが、いろいろと

活発にいただいているところもあれば、なかなかそううまくいかないところもあるのかもしれませんが。そういう観点から、本制度をご利用いただいているところというのは、毎年のようにご利用いただけるところもあれば、一度もご利用いただけてないというようなことから、その辺に関しては、やはり行政として自主防災組織を後押しするという観点からの制度趣旨からしますと、ご利用いただけてないところにもっと強くPRをして周知を図り、一部、自主防災組織のほうにもご負担をいただくわけですが、そういう制度を活用しながら万が一に備えていただくということの努めは行政には一部あると思います。

ただし、予算を計上させていただいたからそれを100%執行せなならんというようなことだとは思ってはおりませんが、これこそ申請をいただいて活用いただけてこそ執行できる予算でございますので、我々はその予算を計上させていただいた上では、やはりより広く、幅広く活用いただけるその努力はせないかんというふうには考えているところでございますので、何分にもその自主防災組織、自主ですから、おのずと自分のほうから動いていただける、そういう環境づくりと、また、情報提供をこれからも続けていき、よりご利用いただける対策を講じてまいりたい、このように考えているところでございます。

(「備蓄品は。備蓄品」の声あり)

総務部長(池田朝博)(登壇) それと、ごめんなさい。ご質問の中で備蓄品、食料であったり水であったりというようなことで、それも対象にならないかというご質問がございました。答えが漏れ落ちていまして申しわけございません。

備蓄なんですけど、やはり資機材の場合は消費期限、有効期限というのはございません。だから、一旦調達をしていただきますと、壊れるまではお使いいただける。ただ、口にすることはやはり消費期限がございますので、それを自主防災組織で確保していただくのもありかもしれませんが、やはり期間が限定されるということ、それとあわせて、議員からご質問ありましたが、町も一応必要最低限の数量は確保していますし、それから、自助という言葉がございますように、ご自分ででもやはり水であったりある一定の期間の食料というのは、非常食というのは備えていただいている方も多いやに聞いております。したがって、本制度では資機材は対象にしておりますけども、そういう備蓄の水であったり食料であったりというところまで対象を広げるところは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 引き続いて、防犯組織に対するご質問のほうに答えさせていただきます。

三郷町のまちづくり総合戦略の中でも、犯罪を未然に防ぐまちづくりを強化するため、防犯カメラの設置を進めることや自治会を初め自主防犯団体が行う防犯活動に積極的に支援を行い、犯罪件数の削減につなげる目標を立てているところです。そのことから、自主防犯組織の活動は、地域の安心・安全に向け大きな力になっていただけるものと期待しているところです。

そのような中でありながら、組織率が伸びてこない、このような事実を見えますと、どうしても住民さん自体が主役になって組織化していただけるものだと思っております。ただ、行政として、組織を設立していただくためにどのようなお手伝いというんですかね、動機づけが必要なのか、こういうことは、もう少し勉強しながら工夫が必要になってくるのかなと思っております。そのためにも、当初回答でも申し上げましたように、支援の強化をしていきますというふうな答弁をさせていただきましたし、また、なおさらですけれども、設立時の初期投資に関する経費補助、この辺についても検討していかなければならないのかなと、このように思っております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再々質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） あともありますのでやめようと思ったんですが、一言だけ言わせてください。

自助の必要性について、特に備蓄品については述べられましたが、自助、共助、公助という言葉があって、自助の必要性というのはどんな講演会に行っても言われています。ただ、これは一方的に流れるものじゃなくて、共助があって、いわゆる地域でのそういう防災に対する取り組みとかいろんな共助があって、それによって自助の意識が高まってくるというね。そういうものであって、さらにそういうものが共助とか自助を高めさすのが一つの公助の問題であって、それを切り離してするということは、私は考えておりません。それだけ言わせていただきたいと思います。

それから、防犯については、これも一言で終わるときです。私は防犯カメラは

別に否定はしないし、それはいいんですが、カメラよりも人の目だと思っています。それが一番防犯のかなめじゃないかなと思っています。三郷町に、例えば子どもが帰るとき、200人、300人、400人が立っていること。いわゆる防犯の着物を着た人が、青パトが7台、8台と三郷町をずっと走っていること。町の青パトも走ってくれているのはわかっていますけどね。そういう人の目というものが防犯の根本だと思imasるので。それがまた人間関係づくりをしていくというものじゃないかなと思imasるので。それだけ述べておきたいと思imas。ただ単なる50万、150万のお金のことだけを言っているのではなくて、やっぱり哲学を持ってほしいです。

以上。回答は結構です。

副議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

4番、兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 先ほどは危機意識の問題を言わせていただいたわけですが、私、この不登校生への対策も、これは危機意識の問題だと思っています。そのあたりは少し述べさせていただきますが。

例えば、いじめ、差別、障害、不登校、その中で、三郷町は多いときは四十数人、少ないときで二十何人、これは私の知っている範囲では奈良県でワーストワンです。この10年ほど前、奈良県のいろんな学校とか市町村全て回ったんですが、このごろは回ってもなかなかガードがかたいのと、10年ほど前は私のまだ、特に学校は顔がきいたんですけど、今は全然知らん人ばっかしなので、あんまり教えてくれないこともあって、回っていませんけども。三郷町はおそらく不登校生の数のワーストワンだと。ちなみに、この前、上牧町へ行ったら4名でした。

去年の町が調べたものも、皆さん、前のときに私、申しあげましたので、ご存知だと思いますが、三郷町が43名のときに、24年度、斑鳩町は18名、平群町は14名、安堵町は8ですね。これが一番三郷町が悪かったときですね。26年度で、三郷町は33名に対して、斑鳩町21、平群町16、安堵町4ですね。いずれにしても、生駒郡の中でも三郷町は不登校生の数が特別多いことを、我々は、先ほど言いましたように、危機意識として持たなければいけないと思imas。

そういう中で、不登校生、例えば今ちょっと絞りますが、障害がある生徒でも

いいです、いじめでもいいです、差別でもいいです。その生徒がいた場合、いわゆる教育現場ではどういふことをしなければいけないか。これは私の体験ですけどね。例えば三郷中学から不登校生をいただいたこともあります。今の上牧の教育長はその時分3年の学年主任なので、この間行って話をしていました。不登校生、面倒見てもうたことがありますねとね。

そのとき、私らはどうしたかという、その子に対する5人のチームをつくるんです。いろんな、親と対応する人とか、勉強とか、その子に対して、それから、医者とか。その子についての5人のどこまでその子を指導できたかという会議を1週間に1回や2回なりのチーム会議をする。そして、1か月に1回は学年の教師20人でみんなその子の問題を考える。そして、学期に1回は全教員でその子に対してどれだけのことができたかとね。

私はなぜそういうことを言っているかというたら、差別でもいいじめでも不登校でも障害でも個々として見なければいけないということなんですね。十把一からげで全体に対してこういう政策をするというんじゃなくて、個々に対してこういう政策をするというのがいわゆる教育の原点だと私は思って、私もそういう意味でやらせていただいたつもりです。

そういう意味で、あと、簡単に言いますと、去年、教育委員会の部長と、それから課長と、それと指導主事の先生と一緒に、Y M C Aとか、全国から注目されている郡山市のA S Uとか、それから、奈良市の、今はホップ教室というんですが、奈良市の適応指導教室、三つ回らせていただいたことがあります。

その中で、三郷町はいろんなことをやっていただいて3人の先生をつけていただいていますけども、はっきり言って弱い点があります。教科指導が弱いです。

例えばY M C Aは10名ほどの生徒に対して10名の教科指導、英、数、国の教科指導の先生がいます。残念ながらここは5万円要りますけどね、月。それでも赤字やと言うてます。それから、奈良市のホップ教室も非常勤の教科担当、それも英、数、国のプロパーを3名。それプラス学生ボランティアでやっています。郡山のA S Uにしても、生徒21名に対して指導教員9名で、学生ボランティアが有償で5名ほどですね。そして、独自のカリキュラムを持っているんです。

というのは、中学生に学力保障するということは、その子の進路保障をするということになる。そういう意味では、学校に行けるようにしてあげることが、これは根本ですけども、同時に学力をつけて進路保障する。

だから、私などは生駒郡のいろんなところも行って不登校生をいただいています。学校へ帰ったら、教頭、勝手に不登校生とってきよってとよく怒られましたけどね。でも、三郷中学なんか、その時分は3分の1の生徒が私とこの学校を受けてました。それは不登校生も受け入れてくれるという信頼関係です。それを個別に扱ってくれるというそういう信頼関係ですね。そういう意味ではそういう学力をきっちりつけるというね。だから、私の学校へ行くというのは、例えば500点満点で実力テスト、学校の評定はつかないけど、何点とらなければいけないという、当然私学ですから点数があるわけですからね。やっぱりそういう学力をつけてやるということは非常に重要なことじゃないかなと思っています。

いろんなことをなさっているのは、私、このことについて山野教育長とは12年間ずっとお互いに話し合いを続けてきたし、それから、議員になってからも10年、ずっといろんな形で話をさせていただいて、努力されているのはわかりますが、1点絞りたいと思います。不登校生に対する危機意識を持って学力保障をどうできているのか、それから、またあとで述べたいと思いますが、そのあたり、それと、先ほど言った一人一人を個としてほんまに扱うことが、指導することができるのか、見る事ができているのかどうか、そのあたりの2点、とりあえず答えていただきたいと思います。

以上です。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、兼平議員の2問目のご質問にお答えいたします。

本町では、不登校対策連絡会を25年度より立ち上げ、はや4年が経過しようとしています。その間、各委員、学校教員及び関係部署と連携を図りながら、おおむね月に一度の連絡会において情報交換を行うとともに、不登校児童・生徒の対応に特化した非常勤の指導主事3名を雇用し、あわせてカウンセラーをより充実させるなど、積極的な施策を講じてまいりました。その結果、不登校児童・生徒は、不登校対策連絡会を立ち上げる前は43名でありましたが、平成27年度は29名となり、28年度におきましても前年度よりもう少し減少すると思われる。

ご指摘のとおり、現在、本町には学力保障に対する特別な施設や適応指導教室といったものはございません。しかし、全く中学校の門をくぐることができな

った生徒が学校内にあります不登校対策の特別教室に入ることができ、また、カウンセラーによる心のケアを受け、不登校専属の指導主事による教科指導、加えて、そのほかの教員もあき時間に特別教室に出向き学習指導ができる体制をとっておりますことと、登校できなかった生徒には、担任や生徒指導の教員が家庭訪問を行い、その日あった授業のプリント等を届けて、学習に少しでもおくれが出ないように対策を講じているところであります。このようなことから、徐々にではあります、この4年間である一定の成果が出てきているものも事実であります。

議員ご指摘の奈良市、郡山市などは小中学校数が多く、必然的に不登校児童・生徒も多くなり、適応指導教室が有効的に活用されています。しかし、本町の不登校生徒はほとんど既に中学校の門はくぐれており、全欠の不登校生徒は1人しかいないのが現状であります。このことから、適応指導教室の設置につきましては、現段階では考えておりません。しかしながら、先日開催されました奈良県教育サミットでも不登校対策について議題とされるなど、ご指摘の対策などにつきましては、今後の県の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 1回目の質問に対しては、私はかなり具体的なことを伺ったんですが、あまり具体的に答えていただかなくて、従来からとあまり変わらない答弁だったんじゃないかなと思います。

何を具体的に言ったかといいますと、教科指導は、今来られている3人の指導主事は、いわゆる中学校の英、数、国とかそういうものの先生ではないわけなんです。そういう一つのやはり中学校で教科ごとに教師がいてというのは、やっぱりその必要性があるからいてるんでね。やっぱりそれに対応することが必要じゃないかということで、そのあたりの現状を見ていただきたいということで申し上げたので、今後、教科指導をどう強化するのかということをお答えいただきたいと思うんですが。

もうちょっと言わせていただきます。これは上牧町にペガサス教室というのがあるんですけども、これは障害を持っている子ども達を対象です。40人から50人。上牧町の中で学校の特別の先生の教室以外で障害を持っている子が40人も50人もいてるのかといたら、上牧町だけではなくて、上牧町でやっているそういう特別な教育を北葛の王寺町とか広陵町とか河合町とかから来て、そ

うその教室に来ているということですね。だから、この29年度、27年度は国の支援を受けて、県もモデル教室としてそれを出張利用する。これは不登校生の問題ではなくて、障害を持っている子の問題ですけども、根っこは一緒ですね。その子らに対する特別なことをしなければいけないと感じているからそういう取り組みをしているわけですね。

ちなみに、これも以前言ったことがあると思いますが、上牧町には13、4年前から里風という適応指導教室があります。それは1人の中学校の非常勤先生の人が自分の意思でそういう不登校の子を集めて、そのかわり上牧町で場所を提供し、それから、事務用品とかそういうものを提供し、その方がボランティアですとやってきたんです。先ほどの、昔は上牧町もたくさんいたのが、あの4名という数字はそれと関係ないことはないんじゃないかなと思います。

これはどうでもいいことですけど、その先生はずっと中学で非常勤をやったんですが、2年前の選挙で上牧町の議員に立候補しはって、ほんで、当選します。もっとこの問題に力を入れていきたいというふうに言って。

やっぱりその10年、十何年という、いわゆる1人であってもコツコツと積み重ねていく。そういうことが大きいんじゃないかなと思います。ほんで、それも上牧町の危機意識の問題です。教育長と随分その辺は2時間ぐらいにわたってこの間お話ししましたけどね。危機意識の問題やという形でね。

さらに、王寺町、ご存知だと思いますが、雪丸教室というのがありますな。これ、王寺町のやり方は、何でこれ、私がここで出すかというたら、有償ボランティア、雪丸教室というのは、小学生と中学生、3小学校2中学あるわけですけど、そこに放課後2時間ずつ生徒、週3回、週2回と集めてね。ほんで、その地域ボランティアの人がその子らの面倒を見ると。75名集まったといいます。王寺町の場合は、教職を持っていても持っていなくても、そういう形でずっとみんなです。やっぱりそういう取り組みをしているんですね。

それも王寺町を見て、斑鳩町は今年の9月から同じようなことをして、元教職体験者の有償ボランティアを17名雇って、9月から同じようなことをしていると。おもしろいのは、斑鳩町はなぜそれをしたかといったら、去年まで斑鳩中学の校長さんやった人が今年、この間行ったら、ああと言って、王寺町の教育主事です。だから、王寺町でやっていることを今までの自分がおった校区のそこに移しているわけ。

という、なぜそんな話をしたかといいますと、それほど皆さん危機意識を持って敏感に動いているということなんです。そういう意味では、私は何度も言いますが、三郷町は不登校生に対して何もしてないなんて一つも言うてないです。ただ、10年前に、その当時24人だった不登校生を10年後には12人にするという方針を立てました。ところが、それが逆に43までに膨らんだという中で、やっぱりそういう危機意識を持つべきじゃないかなと思いますので、そういうことをして子ども達を見るということと、そういう研究ですね。

先生方に見いと言ったら、先生は大変です、はっきり言って。私らの学校の場合は、そういう不登校のための対策の教師は、例えば週18時間のものを15時間にしたりして、時間数を減らしてそういう対応をしてもらいました。だから、それも一つかもしれないですけども、私は前からずっと言っている三郷町にはいっぱい人材がいます。ボランティアを募ってね。その辺の何も場所を変えた適応指導教室、形にこだわっているわけじゃないです。実際、個として見て、その子らの学力保障をどうするのかという観点から何らかの取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

副議長（先山哲子） 傍聴者の拍手等は禁じられておりますので、ご静粛にお願いいたします。

窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、危機意識でございますけれども、もともと不登校対策連絡会を立ち上げたという時点で、三郷町といたしましては、従来の課題でもありますけれども、そういう意識を持った上での連絡会の設立であったのではないかなというところがございます。そして、不登校生との対応につきましても、おっしゃっていただいたように個々の対応というのは、やはり個人を尊重するという意味でも当然のところかなと思います。

今、ご質問の中でも何度かありましたけれども、学習の支援でございます。生徒指導の者、そしてまた、現中学校の先生等がかかわっておりますけれども、今後につきましては、今もそうなんですけども、一部、学校のいろんな教科で学校支援ボランティアの方とか、地域の方等々が実際教室等に入りまして指導の助けをしていただいております。そういった意味からも、今後、その方の活用であっ

たりとか、特に今、奈良学園大学とは、中学校の仮設が参りますので、以前よりも深い緊密な連携関係が構築できておりますので、そしてまた、その大学につきましては将来教職員の育成というような学科もございますので、そういった部分でも協力をいただけるような働きもしていきたいなと思っております。

ただ、この不登校生徒につきましては、人間関係がちょっとしんどいような生徒等々もおりますので、そういったデリケートな面もございますので、この辺は慎重に学校とも協議しながら対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再々質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 簡単に言います。ちょっと今、意識の食い違いというのは、個々への対応というものに対する捉え方が、部長が今おっしゃってるのとはちょっと違ったんじゃないかと。個々への対応というのは、その子を中心にして多くの指導者が対応していくということで、その中でその指導者も成長していくということで、そういう意味では、私は今の三郷町の取り組みはやっぱり不足しているんじゃないかなというふうに思いますので、それをまず1点述べておきたいと思います。

それから、学校支援ボランティアの活用ですけども、ちょっとこれは前向きの回答かなと思っているんですけども。これはダイナミックに展開していただきたい。今やそういう時代です。私の地域なんかでも何十人かの元教員がいます。もちろん元教員だけがええんじゃないくて、おっしゃったように物すごく対応の下手くそな者も、例えば私がやっても下手くそに、ようせんかもしれないです。しかし、そういうのを補うのが集団でみんなチームを組んでやっていくというね。みんなでお互いの弱点を補っていくという、1人対指導者の集団としての動きじゃないかなと思いますので、そのあたり。

それから、もう1点は、先ほど言い忘れましたが、奈良県の半分ぐらいの市が持っている適応指導教室で学生ボランティアが活躍しています。三郷町にも奈良学園大学があって、いろんなところで学生が手伝いに来てくれていますね、ボランティアで。特に教育関係の学部になっていきますのでね。そのあたり、年寄りでは指導できないいわゆる若い学生のほうが指導というか、うまくやっていける、人間関係が築けるといことも踏まえた、そういうダイナミックな展開をしていただきたいけども、根本的にはそのあたりを全てまとめるコーディネーターが必要

だと思しますので、そのあたりも含めて述べておきたいと思ひます。

返事は結構です。どうしてもでしたら答えていただいてもいいですけど。

副議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

4番、兼平雄二郎議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開1時15分です。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時13分

副議長（先山哲子） 休憩を解き、再開します。

それでは、6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

「公共交通の利便性向上について～奈良県地域交通改善協議会を受けて」という形で質問させていただきます。

三郷町でも以前から空気を乗せているバスが走っているということが言われまして、それを受けまして、三郷町では早期のうちにデマンドタクシーというものを導入しました。公共交通の活性化というのは、非常に今の特に地方自治体においては重要な課題になっています。

平成19年に、国のほうで地域公共交通の活性化と再生に関する法律が制定されました。それは、地域のバス路線とか、あるいは鉄道の路線が廃止になっていく、そういう中で、地域の方々に足を提供していくためにはどういうことをしていけばいいかという形で、コミュニティバスを走らせたり、そこにデマンドタクシーを走らせたりするというふうな形が目立つようになりましたが、先ほど申しましたように、三郷町では23年からデマンドタクシーの実証運行を開始して、25年から本格運行を始めています。

これにつきましては、いろんな改善点とか課題の声も上がりながらも、ドア・ツー・ドアという形ですので、使い勝手がいいという意見があることも事実です。ただ、デマンド方式の利便性を今後さらに向上させていく、あるいはコストを削減していくということは非常に限界があり、また、デマンド方式というものはあくまでも公共交通を前提として、その補完というものでありますので、デマンドタクシーによって公共交通が圧迫されるということがあってはならないのだと思ひます。そういう意味では、現状の中での改善にも限界があると思ひます。

そこで、平成25年には国のほうで交通対策基本法が定められました。それ以降、地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編事業などの計画をまとめる自治体もふえています。

奈良県では、昨年3月に奈良県地域交通改善協議会で協議をしまして、県公共交通基本計画と地域公共交通の形成計画を策定しました。その中には、奈良県が今進めております奈良モデルを通じて、地域の、特に東部、山間部の足の維持のために奈良モデルを通じた補助であったり地域路線の維持というものを主眼に置いています。

この三郷町を含みます北部においても、特に三郷町にかかわる部分でしたら、観光をもっと推進できるようなバス路線の利用の仕方、あるいは近隣の駅舎等のバリアフリー化などが提言されています。奈良モデルという形で既に奈良県のほうでは計画を策定しておりますが、それにつきまして、三郷町として、これからの三郷町の未来のことを考えて地域公共交通網形成計画等を作成する予定はございますか。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、佐野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、地域公共交通網形成計画の策定に関してでございますけども、地方公共団体が主となり、まちづくりと連携をして面的な公共交通ネットワークの再構築を行う場合に本計画は策定することとされております。

本町におきましては、予約制乗り合いタクシーの運行を開始する際に、地域公共交通の現状と課題を整理しつつ、住民の方々のニーズもお聞きをしながら本タクシーの運行を始めたところでございます。また、路線バスの運行主体でございます奈良交通とは20回以上にわたる協議を重ねるとともに、地元タクシー事業者を初め、JR西日本、近畿日本鉄道の交通事業関係者や奈良県、奈良運輸支局、西和警察署、近隣町で構成をいたします三郷町地域公共交通会議という場を設けまして、その会議の中で議論を重ね、予約制乗り合いタクシーの導入に至った経緯がございます。

このことから、本町での地域公共交通の充実を検討するということになりました場合には、三郷町地域公共交通会議での合意形成をもとに進めていきたいというふうに考えておりますので、新たな地域公共交通網形成計画の策定は、現在の

ところ考えておりません。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 県のほうで作成された計画を見ましても、宇陀を中心とした東部及び吉野を中心とした南部のほうがメインになっておりまして、三郷町の周辺につきましては、今のところ大きな問題はないのかなというふうに県のほうでは認識されているのかなというふうに思いますが、やはり特に信貴山線、三郷線、二つの線を抱えておりますが、特に朝の通勤・通学の時間帯というのは多くの方が乗り合わせています。だから、大型バスでも賄い切れなぐらいの需要があるんですけども、やはり日中のお客様がぱらぱらという状況ですけど、これは三郷にかかわらず、どこの地域でも日中には乗客が少ないというのは事実でありまして、そこを各地方自治体が独自に補助金を出したりとかして運行の支援をしているわけですが、高齢者、交通弱者の足を確保して利便性を向上するというにつきましては、やはりデマンドタクシーには一定の限界があると思いますので、既存の公共交通網を活性化することが一番重要ではないかなというふうに思います。

ただ、今、バス事業者あるいはタクシー事業者に関しましては、非常に経営が苦しい状況が続いているというふうに言われていまして、特にようやく外国人の観光客数の増加によって観光バス等は黒字の部分が出ているというふうに聞こえてきますけども、既存の乗り合いタクシーと乗り合いバスの場合には赤字傾向が続いていると。その経営の大きな内訳というのは、40%、50%が人件費であるというふうにお聞きしています。そういう中でもバスの運転手の人件費は、給料は低下をしているにもかかわらず、経営が苦しいというふうになっています。

一方で、今、自動車の性能も高性能になっておりまして、自動走行、無人運転というものが出てきております。国のほうでも2020年にレベル3の実証実験を進めていきたいというふうに言われておりますので、恐らくオリンピックが終わったころには自動運転のタクシーやバスが出てくるのではないかなというふうに思われています。ただ、それが既存のバスとかタクシー業者の経営を圧迫するかどうかはまだ定かではありません。そういう自動運行の技術が導入されることによって競争が激しくなるという可能性もありますし、逆に人件費の削減につながって経営が安定化するということもありますけども、ただ、これからタクシー業界あるいはバス業界というのは非常に先が不透明な時代が続いていくと思いま

す。

そこで、三郷町としましても、先ほど池田部長から奈良交通と何度も協議をしているというふうにお聞きしましたが、今の三郷線、信貴山線の一部の運行区間で自由乗降区間を設けていることによって日中の乗降客数の増加を図ったり、あるいは、国土交通省が設けております国庫補助を活用して車両の公有民営という形で奈良交通の費用負担を軽減して、それによって三郷町からの補助額が減額可能であれば、また、それによって三郷町の路線を維持、活性化することができるのであれば、それを検討してみてもいいかというのを再質問でございます。

以上です。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えをしてみたいと思います。

自動運転等々のお話もございましたが、奈良交通が運行するバスでの自由乗降区間の設置ということでご質問をいただいたところでございますが、この手法、山間部や過疎地域では路線バスの自由乗降区間を設けているケースが一部にはあるようでございますけども、地域公共交通に悪影響を及ぼさない地域でないと交通渋滞でありますとか、また、事故の原因にもつながりかねません。そこで、路線バスを運行いたします奈良交通にもご質問を受けて確認をいたしました。本町の道路事情や交通量などから勘案しまして、自由乗降区間を設けるとするのは難しいというのが奈良交通の回答でございます。

また、国から補助金を活用して車両を公有民営でバスを運行し、現在奈良交通に対して負担している補助金額の軽減を図ってみてはというご質問もあったやに思いますが、本町を運行いたします2系統のバス路線、議員からもありましたように三郷線と信貴山線の2路線でございます。いずれの路線も王寺町と本町間の自治体を結ぶバス路線であることから、これまでも国から各路線に対して運行事業者直接に国庫補助金が入っております。

ちなみに、平成28年度では、王寺から信貴山を結んでいる信貴山線には68万円、王寺駅と三郷駅を結ぶ三郷線には221万8,000円が交付されていると聞いております。したがって、議員がご質問いただいております国庫補助を活用して公有民営というような形になりますと、この補助が飛んでしまいます。

したがって、両方受けるわけにはいかないということからも考えて、既存バス路線への国庫補助の活用は今までどおりこれからも継続し、車両バスを自治体が準備して運行事業者に貸与する手法というのは考えられないというふうに考えているところでございます。

副議長（先山哲子） 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

子どもの貧困と学習支援についてお尋ねします。

厚生労働省の発表によると、我が国の子どもの貧困率は、6人に1人が貧困の状況にあると言われておりますが、奈良県では、生活困窮世帯の受給する子どもは生活保護で3,000人、就学援助で約1万2,000人となっております。

この三郷町でも、貧困の中で生活をしていて、まだ援助の手が差し伸べられていない子どもがいるとすれば、これは問題です。例えば生活保護受給者の方はもちろん、ひとり親家庭、つまりシングルマザー等の家庭で生活保護以下の所得で懸命に子育てをされている方々がおられます。

そこでお伺いしますが、三郷町では子どもの貧困の現状について調査、または実態を把握されているのか、それから、増加傾向にあるのか、お聞かせください。

それと、次に、平成25年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行、8月には子どもの貧困対策大綱が閣議決定され、各都道府県は貧困対策を求める努力義務が課せられました。また、地方公共団体に対してさまざまな施策を講ずるよう求めています。奈良県においても昨年4月に、そういった子ども、つまり家庭の事情で塾に行けない子ども達を支援する奈良県計画が発表されました。その中の学習支援は、一刻も早く取りかかるべきだと思います。

将来に係る学習は、中学生ですが、特に高校進学が目前の中学3年生への支援こそが重要だと思います。もちろん高校生の支援も大事ですが、県ではもう既にボランティアの事業として、奈良市、大和郡山市、香芝市で実施されています。教師OBを中心とした学習支援が行われていますが、この三郷町でもボランティアの学生、元教師など地域の人材を活用し、独自に学習支援に取り組まれたらと思うのですが、町としてのお考えをお伺いします。

副議長（先山哲子） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長(大西孝浩)(登壇) それでは、辰己議員のご質問の前段部分について、お答えをさせていただきたいと思えます。

子どもの貧困対策につきましては、国におきまして平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、この法律において、都道府県は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする規定されております。

奈良県では、この規定を受け、平成28年3月に経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画が策定されました。この計画の中で、平成26年度の数値として、奈良県内では、18歳未満の生活保護受給者は2,933人、就学援助を受給している児童・生徒数は1万2,590人となっております。

三郷町におきましては、実態調査は実施いたしてはおりませんが、県が計画で支援対象者としております18歳未満の生活保護受給者につきましては、平成26年度は47人、27年度は54人、28年度は現時点で58人となっており、生活保護受給者は増加傾向にあります。また、就学援助を受給している児童・生徒数につきましては、平成26年度は179人、27年度は223人、28年度は現時点で204人となっており、年度によりばらつきがある状況であります。

以上が前段部分の回答でございます。後段部分につきましては教育委員会となりますので、窪部長から回答させていただきます。

副議長(先山哲子) 窪教育部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) それでは、辰己議員の後段の部分の学習支援につきまして、回答させていただきます。

先ほどの奈良県計画では、教育の支援について、1、学校における総合的な貧困対策、2、就学援助等の就学支援の充実、3、生活困窮世帯の子どもへの学習支援等が有効とされています。

町教育委員会といたしましても、子ども達の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を目的として学習支援塾を実施しております。

本支援塾は、中学3年生を対象に、文化センター及びふれあい交流センターにおきまして週2回、火曜日と金曜日の夕刻から約2時間、ボランティア講師2名と主に三郷中学校の教員に協力をいただきながら実施しております。実施回数は年間で45回で、毎年約50名の生徒が学習支援塾に登録しておりますが、今後

も中学校と連携を図りながら、生徒の増員に応じてボランティア講師の増員を図るとともに、家庭の事情により基礎学力の定着及び学習意欲の向上が必要な子ども達への学習支援も充実させ、引き続きこの事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。

大西部長の答弁でも言われましたように、日本全体でもそうなんですけども、三郷町でも生活保護受給者が増加傾向にあるということで、やはり就労準備支援事業なども考えていかなければならないのかなと思います。

それから、窪部長の答弁ですが、実は通告書を出したあとに窪部長からお聞きしたんですけども、これは僕の勉強不足で申しわけないんですけども。奈良県では子どもの学習支援事業の実施割合というのが大体7%で、熊本がもう90%を超えているんですけども、その割合の中で、三郷町ではもう既に実施されているということは非常に素晴らしいと思います。本当はこの場で拍手したいんですけど、だめということで、心の中で拍手をさせていただきます。ありがとうございます。

ただ、上げて下げるわけではないんですけども、この学習支援事業、ただ、この町内の方でも知らない方が結構いらっしゃると思うので、僕自身もちょっと知らなかったんですけども、広報やホームページもしくはフェイスブック、ツイッター等々でどんどん発信していただけたらなと思っております。

それから、先日、奈良学園大学の学生さんとお会いする機会がありまして、学習支援のことをちょっとお話ししたら、ぜひ私たちも手伝わせてくださいということを書いてくれましたので、そういった方々にもお声をかけてもらえたらなと考えております。

あと、夏休みなど期間が長い時期こそ大事な時期だと思うので、勉強時間をふやしていただいたり、できれば学習支援の教室もふやせることならふやしていただいて、腹が減っては戦ができぬではないんですけども、子ども達がおなかを満たすことも大事だと思うので、そういった食事を提供することも考えていただけたらと思います。

ちょっといろいろ注文をつけてしまいましたけども、最後に答弁いただいて、

私の質問を終わりたいと思います。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、辰己議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、この支援事業、従来からやっておりますけれども、今おっしゃっていただきましたように、一般の住民の方にはまだまだ啓発不足というのはおっしゃるとおりでございますので、対象となります中学3年生には、年度初めにおのそのその通知文を保護者等を通してお渡ししながらやっておりますけれども、一般の住民さんにはそういった周知はしておりませんので、また周知方法等は考えていきたいと思います。

そして、奈良学園大学の協力も、先ほどの兼平議員さんとの質問も若干重複いたしますけれども、より深い連携を図っていただきますとともに、協力のほうは求めていきたいということで思っております。

今後また、今は週2回、1回2時間程度ですけれども、生徒の要望に応じながら、回数や、また時間数の増も検討していきたいということで思っております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私は、小学校のプログラミング教育の導入にあたりということで一般質問させていただきます。

まず、2020年より適用される予定の次期学習指導要領では、プログラミングに関する学習が中学校に続いて小学校にも導入されるとの方針が発表されました。ここでいうプログラミング教育は、特定のプログラミング言語を学ぶことではなく、身近な生活でコンピューターが活用されていることや、物事、問題の解決には必要な手順があるという基礎を身につける、いわばプログラミング的思考方法の教育とされているものです。

プログラマーを初めとしたいいわゆるIT人材は、平成28年6月に経済産業省が発表したIT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果という調査により、2020年には36.9万人、2030年には78.9万人もの不足が生ずるとされています。

このようなプログラミング教育は、直接的にはこれほど大幅に不足するとされているIT人材の長期的な育成に資するもので、そこで養われる力は、将来、人工知能が発達し、いわゆるコーディング作業の多くをAIが行うようになった際にも、そのAIを利用するために必要とされるであろう将来のエンジニアに必須とされる基礎的な素養でもあります。また、そのような直接IT業界にかかわらないとしても、このような素養はどのような職業につくとしても、いわゆる論理的思考力というものですけども、生かせる力となるものであり、その教育は大いに推進すべきものです。

一方、今の小学校において、このようなプログラミング教育を効果的に行う体制を整えることが果たしてできるのか懸念する意見もあります。

国の方針が示されてもうすぐ1年、三郷町では小中学校にタブレットが導入されてから半年が経過する現在、三郷町の情報教育の現状と、現状を踏まえたプログラミング学習必修化までの計画と見通しをお聞かせください。よろしく願いいたします。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、2020年より適用されます次期学習指導要領では、プログラミングに関する学習が小学校にも導入される予定であります。議員がおっしゃいましたように、このプログラミング教育とは、子ども達にコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるということを経験させながら、将来どの職業につくとしても、時代を越えて普遍的に求められる力としてプログラミング的思考などを育むといったものであります。

そして、文部科学省の有識者会議では、次期学習指導要領に向け、どのような資質・能力の育成を目指すか、三つの柱を掲げています。1点目は、知識・技能面で、何を理解できるか、何をできるのかという部分でございます。2点目といたしましては、思考力、判断力、表現力で、できることをどう使うのかというようなところでございます。3点目といたしましては、学びに向かい合う力、人間性などで、どのように社会、世界とかがわり、よりよい人生を送るのかという部分でございます。

現状といたしましては、奈良県教育委員会からの詳細な情報はありませんが、

今後このようなプログラミング教育について効果的に行う体制を速やかに整える必要があると考えております。

次に、本町における各小中学校の情報教育の現状でございますが、今年度より3か年計画で各小中学校に教育ICT機器を順次導入しておりますが、今年度は初年度ということもあり、電子黒板及びタブレット等の基本的な操作方法をICT支援員の委託業者であります株式会社ベネッセコーポレーションにより研修等を実施しております。

その結果、両小学校では、ICT機器を使用した授業が徐々にではございますが浸透しつつあり、児童もタブレットを使いながらの授業は楽しいと、大変好評でございます。

このような現状を踏まえ、今後2か年で教育ICT機器の導入を終え、あわせて、この2か年で学校教員及びICT支援員と連携しながら、国及び県の動向を注視し、今度の課題でありますプログラミング学習の計画及び見通しをしっかりと立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきまして、ありがとうございます。ただ、何分、数年先の話ということもありまして、具体的にどういうふうな、どうするという話が難しい話であつたらうとは推測いたします。

ただ、現状は、ただでさえお仕事過剰な勤務状況のもとで頑張ってくださいっている小学校の先生方に、今まで何の前提知識もないプログラミングについて児童に教えられるようになるまで研修を行う等に関しては、既に3年では物足りないというところに来ているのかもしれない。

現在、小学校において英語の学習が必修となったことに伴って、ALT、外国語指導助手の先生に来ていただいているところですが、プログラミング教育に関してもこのような指導助手的な方の補助は必ず必要になってくると思われまじ、ひいては、制度上の問題もあると思うんですけれども、プログラミングが専科として授業される体制で、担任を持たれている先生方の負担軽減や効果のある教育との両立を図る道もご検討いただければというふうに考えております。

また、先ほどご答弁いただきましたとおり、3年計画のICT機器の充実整備が進んでおりまして、物的には三郷町は奈良県で有数の充実度になるのではない

かというふうに考えておりますけれども、今後はこれに実質を入れるといいますか、行政的にいえばソフト面の充実というのでしょうか、そのような施策を進めていただきたいというふうに考えております。

日本は皆様ご存知のとおり貿易で輸出するような資源の乏しい国です。その中で、日本が今後も世界の中で輝き、存在感を維持していくには、付加価値の高い最先端の技術を磨いていくことが不可欠です。もちろん最先端の技術は科学技術というのもあるんですけれども、そのもう一つの柱としてコンピューターサイエンスもその対象になると考えます。2012年、アメリカのオバマ元大統領は、子ども達みんながコンピューターサイエンスを学ぶことは、個々人の利益になるのみならず、アメリカという国の将来のために必要なんだというふうに語りました。もちろん日本においても同様であると私は思います。

昨年12月、奈良サテライトオフィス35の開設に合わせまして、三郷町でもサテライトオフィス、テレワークに関するセミナーを精力的に開催されており、私も受講しましたけれども、その中で紹介されるテレワークの実例や現に行われている世の中の実例も、その多くがIT関連企業であったというふうに思います。このような日本の性質にも合っており、また、比較的この働き方の多様性というものが実現しやすいIT業界、IT関連業界といいますか、教育にはぜひ力を入れていただきたいと思っております。

具体的には、先ほど答弁でお話いただいたような国の方針や支援策を待ってそれを採用していくというのみならず、将来を担う子ども達と子ども達の住むまちの将来のためにそれを先取りし上回るようなプログラミング教育を推進し、三郷町がコンピューターサイエンス、IT教育のまちとして全国のモデルケースになるような先進的な試みを行っていただければと思いますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ICT教育についてでございます。

この機器の導入も始まりのほうなんですけども、やはり今のご時世、コンピューターというのは本当に身近なものになってきております。その活用の方法云々というのは、事務処理もそうですけども、日夜業務であったりとか、また、学校現場の活用を経て社会にどういった形で通用するかというような人材の育成とい

うのも大切なものであるということの押さえをしております。

そういった面で、先ほどのご質問の中にもありました指導助手の件につきましては、先生のおっしゃっていただきましたように、各教職員の負担というのは若干ふえております。そういった面でも、今ICT支援員を派遣しておりますが、今のところその機器が導入します3年計画ということで思っておりますけれども、またその3年後の状況を見まして、必要であればその辺のまた引き続き延長も考えていかないといけないかなというのがあります。

そしてまた、今回導入いたしましてまだ1年たっておりませんが、その中での教材ということでデジタル教科書云々という話も一部先生の中からはそういった導入の意向も聞いておりますので、今後そういったソフト面もしっかりと充実をさせていきまして、ハード、ソフトを両立できるようなICT教育の充実を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 学校図書館図書標準の達成をということで質問をいたします。

平成5年、1993年3月の29日付で、当時の文部省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長宛てに「『学校図書館図書標準』の設定について」という通知を出しました。

ここに書かれている内容は、「学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っております。特に、今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童・生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童・生徒の読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっております。このたび、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成するため、別添のとおり『学校図書館図書標準』を設定しましたので、左記事項に留意して学校図書館の図書を整備するようお願いいたします」という内容の通知書が出されました。

この通知から既に24年間が経過しておりますけれども、町内の三つの学校、三郷小学校、三郷北小学校、それから三郷中学校、この3校では図書標準冊数が充

足されておられません。各校の現況とそうになっている原因、これからの対策についてお聞かせください。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、平成5年3月に、当時の文部省から各都道府県の教育長へ「学校図書館図書標準の設定について」の通達がございました。これを受け、本町といたしましても、毎年児童用図書の予算を計上し、継続的に図書の整備を進めているところであります。特に、平成26年度からは学校図書館司書1名の非常勤職員を町費において雇用し、小中学校を巡回・指導するとともに、町立図書館、各学校による学校図書館の運営に係る連絡会を開催し、学校の図書整備に尽力しているところでございます。

次に、町立小中学校の現状についてでございますが、平成29年2月1日現在の三郷小学校では、図書標準冊数が1万360冊に対し蔵書冊数は8,889冊であり、約86%の充足率となっております。また、三郷北小学校では、図書標準冊数が1万1,160冊に対し蔵書冊数は1万266冊であり、約92%の充足率、三郷中学校では、図書標準冊数が1万3,120冊に対し蔵書冊数は1万1,066冊であり、約84%の充足率となっております。

ご指摘のとおり、小中学校において図書標準冊数に満たない主な原因といたしましては、先ほども説明いたしました、平成26年度より学校図書館司書1名を臨時職員として雇用し、各小中学校の図書館にある古くて破損した図書や子ども達が読まず昔から置いているだけの図書などを学校教諭と連携しながら廃棄処分し、図書館全体を見やすく整理整頓していることが考えられます。その結果、毎年児童用図書を継続して購入はしているものの、廃棄する図書冊数が購入する図書冊数を上回ったため、図書標準冊数より不足が生じているものと考えております。

今後の対策として、毎年児童用図書に係る予算を継続的に計上し、学校図書館司書及び学校教諭などと連携を図りながら、図書標準冊数の充足に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁をいただきましたけども、図書標準冊数に対して各学校の図書室で不足が生じているということで、主な原因としては、平成 26 年から学校図書館に専任の司書が 1 人配置されて、3 校で 1 人ですけど、その司書、それから先生たちの意見も入れながら図書を選別して、古いものや破損したものを処分した。その結果、標準冊数に不足が生じたということで、それで、その不足については、今後とも、例年児童・生徒の図書の購入予算を計上しているの、それでやっていきたいという答弁でありました。

私たち日本共産党議員団は、これまで繰り返し学校図書館に専任の司書を配置するよう求めてきました。そして、3 校で 1 名ですけども、専任司書が配置され、そして、図書の整理も行われて、その結果、標準冊数に不足が生じたんだということでもあります。

このこと一つとってみても、学校図書館に専任の司書を配置することの大切さが見えてくると思います。今 3 校で 1 人ですけども、この学校図書館の専任司書をさらにふやして、学校図書館蔵書の充実を図るということを求めますけども、いかがでございますか。

それから、不足している冊数について、これまでもやってきたし今後もそのようにというふうに答弁があったわけですけども、各校ごとに少しばらつきが出ています。三郷小学校では不足の冊数が 1,471、北小学校では 894、三郷中学校 2,054、合計で 4,419 です。

各校においても少しばらつきがあるわけなので、それぞれの学校の図書館についてどうするか、これまでと同じような整理の仕方でもいいのかななどを、この学校図書館の専任の司書、それから先生たちの意見も聞きながら、当時の文部省の通達から既に二十数年たっているわけですから、この不足する冊数については早急に緊急に整備するということが必要じゃないかと思えます。

今までの予算、毎年計上されている予算を見ますと、約 1,300 冊ぐらい毎年買っております。不足しているのは 4,400 ですから、そんなに開きがあるわけじゃない。ただ、廃棄していくやつも出てきますから、いわゆる純増というのが問題あるんですけども、ここは予算的には大体 150 万、もうちょっとあるか。200 万弱ぐらい毎年これまで 3 校で組んだと思うんですけど、町内の 3 校とも標準冊数が充足されてないわけですから、ちょっとここは特別に手だてをとって、早急にやるべきだというふうに思いますけれども、専任の学校図書館の司

書の件と、この標準冊数の件、いかがでございましょうか。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校図書館の司書でございます。おっしゃっていただきましたように、今1名の司書が毎日3校を巡回指導しております。そういったことに加えまして、町立図書館の職員もそれに加わって、いわゆる学校の図書館の運営をサポートしております。現状を見てみますと、先般もいろいろ評価をいただきましたけれども、学校の図書室が大変見やすくなった、利用者もふえたということで、児童・生徒の反響も大変いいというのを私たちも十分認識をしております。

ただ、現状1人で、3校しかありませんので、週大体1回から2回程度、順番で回っておるんですけども、ある一定の効果があらわれているということは事実の承知でございます。今後につきましては、現状いい効果がこうやってあらわれておりますので、しばらくはこの状態で継続をしていきたいなということで思っております。

そして、不足しております図書につきましては、毎年教材費ということで購入しております。こちらにつきましても、一足飛びではいきませんので、毎年計画的に予算要求いたしまして、備品の整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「特別徴収税額の決定通知書」にマイナンバーの記入は無しということで質問させていただきます。

三郷町を初め全国の各市区町村は、毎年5月に会社などの事業所に対して給与所得等にかかわる市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書、要するに税金を会社などで天引きしてもらい、この決定通知書を事業者へ郵送して、6月の給料からその年の住民税を事業所で天引きしてもらって、それで各市区町村に送るといふふうにしております。

総務省は、この役所から事業所に送る決定通知書に、今年から従業員のマイナンバーを全員記入するよう市区町村に通知をしております。この通知に対して、

東京都の中野区ですけども、昨年11月に自治体としての判断で通知書にマイナンバーを記入しないことを決めたということが報道されました。

中野区はなぜそうするかという理由は、普通郵便で送ると、誤って配達される誤配や、地方税に関する担当者以外の者による開封、いわゆる給与担当じゃない人が開封するなど、マイナンバーは個人情報なわけですけども、その個人情報の漏えいのリスクがあること。かといって、簡易書留で送る、いわゆる誤配を避ける、それから、送る郵便、担当者がちゃんと書いていますから、その方が受け取るという、ほかの方が会社でも受け取れないという、そうするために簡易書留を使って送る、そうすると、郵送料の負担が普通郵便で送るよりはるかに大きくなります。また、会社等々の担当者がいないということで、受取人が不在で再配達となって、到着まで日数を要して、6月の給料日に合わせた徴収に間に合わないことなどが起こるおそれがある、こういうことを東京都中野区が通知表にマイナンバーを記入しないことを決めた理由として挙げておりました。

三郷町でも、およそ3,500の事業者はこの特別徴収税額の決定通知書を送ると聞いております。私は東京都の中野区のように、三郷町も通知書にマイナンバーは記入せず、総務省はマイナンバーを記入するようというのを言うてるわけですけども、中野区と同様にマイナンバーは記入せず、これまでどおりの取り扱いで構わない、普通どおり郵送するというので構わないと思いますが、町のお考えを聞かせてください。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴いまして、平成29年度以降に事業者へ郵送する従業員の特別徴収税額通知書には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項及び地方税法第43条に基づき、個人番号を記載することとされております。

このような中、議員ご質問にもありますように、東京都中野区では特別徴収税額通知書にマイナンバーを記入しない考えを示されたことから、全国の自治体でその取り扱いに関し確定的な対応を見出せないというのが現在の状況でございます。

これまでの各市区町村の情報を集約してみますと、マイナンバーの記載に関し

ましては、東京都中野区のように特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載しないというような自治体も一部にはあるようでございますけども、それ以外に、例えばクレジット決済通知などでよく表記がありますが、口座番号の一部をアスタリスクに変えるということで、マイナンバー、12桁でございますが、その12桁のうちの一部だけをアスタリスクに変えて表示するというような考えをお持ちの自治体もあるというふうに聞いております。ただ、その一方で、法に規定されている以上、法にのっとり全てを記載するという自治体本来の動向を示しておられる自治体も大半であるというふうに聞いております。

また、マイナンバーを記載することでの郵送方法も、従前どおり普通郵便で発送を予定しているという自治体もございましたら、その一方で、簡易書留など郵便物の配達状況を確認できる方法により発送するというのを予定されている自治体も一部にはあるようでございまして、奈良県内、また、近隣の自治体にその対応を問い合わせてみたりはしているんです。県も各市町村にアンケートと申しますか、どうするのというアンケートを実施されているようでございます。ただ、そのアンケートは集計がまだとられておりませんので、県内の動向も確定ではございませんけども、いまだその方針等々につきましては、確定的な方策が打ち出されていないというのが現状でございます。

このことを踏まえまして、三郷町、現時点で考えている方策をお答えさせていただきますと、やはり国からは法律によりマイナンバーの表記が規定されているということを鑑みますと、マイナンバーの非表示や一部非表示は法に抵触するという考えから、本町にありましては、やはり12桁のマイナンバーは記載する方向で現在準備は進めをしているところでございます。

また、郵送の方法につきましても、他の自治体の動向も勘案しなければならないところではございますが、原則、従前どおり普通郵便での送付を考えているというのが現時点の方向性でございます。

ただ、発送に際しましては、議員からのご質問にもありましたように、担当者に確実に届くということで、簡易書留ではないですが、普通郵便で確実に届けるということで、これまで以上に、例えば各事業所の個人番号を取り扱う部署に確実に到達するように、厳格と申しますか、詳細な送付先の把握に努めるとともに、誤配達等があった場合の取り扱いに関しましても、封筒の表面部分に間違ったところへ届いた場合には開封しないでくれというような、そういう記載を講じて、

誤配達、誤配送、または誤った個人情報の漏えいにつながらない対応をしてまいりたい、このように考えております。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から、役場のほうでも対応をどうするかということではいろいろと考えている、苦慮しながら考えている。苦慮って一緒の言葉だな、考えると。苦慮しているということでございました。法では書きなさいということ、いわゆる書くことですね。書かなければならないという規定ではなかったですね、たしか。書くことですよというふうに今なっている。ねばならないというのではたしかなかったように思っておりますけど。そういうことで取り組まれるということ。

これはちょっと三郷町からは答えづらいかもしれませんがね。なぜ、じゃ、この特別徴収税額の決定通知書にマイナンバーを書くのか。マイナンバーを入れる意味は何なのかということです。これは要するに総務省、国が言うてるわけでして、三郷町から入れたいのということを使うわけでは多分ないと思います。各自治体からマイナンバーを入れたいんだという話じゃないと思います。これは国からマイナンバーをちゃんと通知書に入れなさいよということが言われた話だというふうに思いますが、この通知書にマイナンバーを入れるという意味が私にはどうもよくわからない。

町も当然ご承知のことと思うんですけども、平成28年の11月25日付で総務省自治税務局市町村税課から各都道府県市区町村担当課に対して通知が出ております。この今の通知書にマイナンバーを入れることについてですけども、タイトルは「平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書の送付に関する留意事項について」という文書が出され、町もご承知のことかと思いません。

ここにはどういうふうにかかれていたかというと、ちょっと一部省いているのもありますけども、特別徴収義務者は、つまり会社、その通知が送られてきた会社ですね。特別徴収義務者は、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務以外の事務に利用することはできません。特別徴収税額通知書により従業員の個人番号の提供を受けることをもって特別徴収義務者における個人番号の取得が免除されるわけではなく、個人番号を取得できていない従業員については、引き続き個人番号の取得に努めていただく必要があります。

す。このようにこの通知の中には書かれております。

会社では従業員に対して個人番号、マイナンバーを出してくれということによって一人一人話をして、従業員が同意して出すということによって処理をされております。強制はできません。ですから、会社が一人一人から言うてとらなきゃいけないということが行われているわけです。それは、だから、役場から送る書類だから、その会社の従業員全員がマイナンバーが出るわけですね、ばーっと並んで。だけど、これはこの地方税に関する事務以外の事務に利用しちゃだめですよ。つまり、取得して利用できない。このマイナンバー、役所が事業所に教えるけども、これは利用できないんですよ、ちゃんと今までどおり、まだ従業員からマイナンバーを提供を受けてない場合は、その従業員にマイナンバーを会社に提供してよ、教えてよということを引き続きやりなさいということ、そういう通知が総務省みずからが言うてるわけですね。

そうすると、なぜこの通知書にマイナンバーをわざわざ入れて送るのかという意味が私にはどうもよくわからない。何の意味があるのという、別に入れなくても全然問題ないんじゃないのというふうに私は思ってしまいます。これは国がやることなので、三郷町に聞いても答弁は難しいかもしれませんが、このことについてはどういうふうにお考えになりますか。お聞かせください。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 国のことだから市町村では答えにくいだろうけどもと言いながらも質問をいただきますと、何かお答えせないかので立ってきたわけですが。

おっしゃるように、まずもって、例えば私どもは、特別徴収の税額通知書には、この方の分は今月からこれだけ引いてちょうだいというご通知を申し上げる。そこに必要かどうかというよりも、その前に給与支払報告書というのを事業所からいただきます。そこにも、それは中身、源泉徴収票と同じ、全く同じものが従業員の住まいしている市区町村のところへ送られてきて、それが課税資料として私どもは入力処理をさせていただいたのち、税額を計算して通知を申し上げるわけで、そのときに、例えば同一名称であったり誕生日が同じ方が、三郷町内の小さなまちであっても何人かやっぱりヒットすることがございます。そんなときに、例えば個人番号が12桁ですから、絶対に同一人物なんてあり得ない。だから、個人を特定する手段としては大変有効な手段であるとは思っておりますが、ただ、

その処理をした後、個人の税額を会社のほうに、事業所のほうに通知するときに、必要であるか否かというその必要性に関しては、私どもはお答えをする立場にないといしか言いようがないのではないのかなというふうに思います。

ただ、5月の中ごろにはもう発送せないかんですが、今現在、その方策についてどうしよう、ああしようというような不確定な状況が続いている中であって、この動向は、多分国のほうでもやはり一定動向を察知した上で今後の方策について再度検討され、また、どうしてもその必要性があるものであれば、それは明記というんじゃなしに規定ということになるやもしれません。ただ、今の段階でそれがどこまで必要なのかというところについては、やはり税番号制というようなところから出発しているのが根底にあるのではないかといしか言いようがないので、お答えになっているかどうかはわかりませんが、この辺でご理解をいただきたいなと思います。

副議長（先山哲子） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 個人番号というその情報が漏えいするリスク、それは非常に大きいわけね。これ、もし仮に漏えいしたら大きいわけです。ですから、そのリスクを考えれば、私は、これから検討されるということですけども、あえて通知書に個人番号を入れる必要は全然ないんじゃない、意味もないというふうに思いますことを申し上げて、質問を終わります。

副議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開2時45分です。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時44分

副議長（先山哲子） 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀）（登壇） 子育て支援の一層の充実をということについて質問します。

急な残業で保育所の迎え時間に間に合わない、急用ができて出かけたが、子どもが帰ってくる時間までに家に帰れない、そんなときに支援してくれる制度があればいいのにといい声を聞きます。

以前、2011年3月議会で神崎議員が、仕事と子育ての両立を支援する目的から、当時の労働省が構想し設立されたファミリー・サポート・センター事業を

三郷町でも始めてはどうかと質問しました。そのときの町からの答弁は、ニーズは確かにあると思いますが、本町の人口規模では補助要件の会員数を確保することが困難であると予想され、特に援助会員の希望が少ないことも考えられることから、実施した場合、本事業が形骸化することが懸念されます。この件につきましてはもうちょっと時間をかけながら考えていきたいと思っておりますとのことでした。

あれから6年たちましたが、社会情勢の変化もあり、ニーズが一層ふえてきていると思います。ファミリー・サポート・センター事業など、これだけに限らず、子育て支援を一層充実させていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（先山哲子） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、平成26年度に行いましたニーズ調査によれば、12.8%の方が希望すると回答されており、前回のニーズ調査の結果である15.2%と比較いたしましても、希望者が多くなったとは考えられない数字であります。また、奈良県内におきましても、11の市で事業を行っておられますが、町村では、本町も含め事業を行っているところはありません。今後は子ども子育て支援事業計画の策定時に行うニーズ調査の結果を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、今後の子育て支援についてであります。現在、国では、子育て支援の一環として、妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラの整備を進めています。これは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として位置づけられるもので、平成32年度までには全ての市町村において当該センターを整備することが期待されております。

そんな中、本町におきましても、まちづくり総合戦略で定めた妊娠、出産、子育てと切れ目のない継続的な支援を行い、子育てしやすい環境づくりのためにも、本町の実情に合った子育て世代包括支援センターの立ち上げが必要であると認識いたしております。

そういったことから、平成29年度に当該センターをどのような内容でどんな

体制で立ち上げるかを具体的に検討するため、まずは先進して立ち上げている市町村のやり方などを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 次に、3歳児健診の受診率の向上をというテーマについて質問させていただきます。

3歳児健診は、母子健康法により、満3歳を超え満4歳に満たない子どもに実施することが義務づけられています。視覚、聴覚の検査や発達障害のチェックなどが行われます。発達や病気の早期発見のために重要な健診です。三郷町では3歳6か月になると通告をして健診が行われていますが、この時点で視覚や聴覚の病気や発達障害などの早期発見ができれば、就学前までの治療も可能になり、就学してからの学習にも影響が少なくなると言われています。

三郷町で行われている1歳6か月までの乳幼児健診の受診率は9割を超えていますが、3歳6か月健診は約8割台と下がっています。3歳6か月健診の受診率が低くなっている原因について、どう捉えていますか。また、受診率の向上についてどのように考えていますか。

副議長（先山哲子） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、3歳児健診の受診率につきましては、過去3年間平均いたしますと88%となり、乳児健診及び1歳6か月健診の受診率と比較しますと、年齢が大きくなるにつれて下がっているのが現状であります。

議員のご質問にありますその原因としては、大きく3点あると考えます。まず1点目は、対象となる幼児のほとんどが幼稚園または保育園に就園しており、その園において身体計測、検尿、視力検査といった3歳児健診と同等の健康診断を受診したため、2点目は、保護者の仕事の都合のため、3点目は、育児になれてこられ、育児経験が豊富になることで、育児に対する不安が乳児期に比べて少なくなったためなどのさまざまな条件が重なり、無理して健診に行かなくても大丈夫ということから、受診率が下がってきているものと考えられます。

こういった現状を捉えた上で、受診率の向上に向けた取り組みといたしましては、三歳児健診は乳幼児期最後の健診であるということの意味の重要性をこれまで以上に対象となる全ての保護者の方に対して発信するとともに、未受診者へは、これまでも行ってありますが、受診勧奨を繰り返し行っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今の答弁でもあったように、3歳6か月健診を三郷町で行われているのに受けないという理由が、保育園や幼稚園で受けているから、仕事が忙しくてということと、あと、子育てになれてきたから不安がなくなってきたからということが理由で挙げられているんですけども。

実は私の知り合いなんですけれども、やはり仕事が忙しくて、保育園でやってくれたからということで大丈夫と思っていたんですけども、小学校入学後に、そのときの入学後の健診で弱視が見つかって、もう小学校高学年になるんですけども治療をまだ続けているということを聞いています。その方は、3歳で見つかったらもっと早く治っていただろうと本人は悔やまれています。

そういった例もありますので、3歳児健診の重要性をしっかりと周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（先山哲子） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど議員のおっしゃったような方を今後出さないためにも、先ほどの回答でも申し上げましたとおり、3歳児健診の重要性について、対象となる全ての保護者の方に対し継続をし続けていきたいというふうに考えております。また、健診の未受診者の方に対しましても、現在も行ってありますけれども、電話や家庭訪問を行い、子どもさんの様子を確認するとともに、次回の健診日を伝え、受診を促していきたいと思っております。

また、どうしても連絡のとれない場合は、自宅に訪問不在メモを投函し、保護者の方と会う機会を設けるなど、受診勧奨を引き続き行い、対象者全てが受診していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 2 問目の質問は終了しました。

3 番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、1 問目、高齢者の行方不明対策について質問をいたします。

認知症やその疑いがあり、徘徊などによる行方不明者は1万人を軽く超えてしまうというような、現在そういう状況にあります。警察庁の調査では、2012年の1年間に警察に届けられた人の数だけで9,607人に上っています。もちろん警察に届けられなかったケースもこのほかにあるわけです。この2012年のときにNHKが行った調査では、死亡したり行方不明だったりする人が合わせて550人と報道されています。

2013年に警察に届けられた人の数は延べ1万322人ということです。2014年4月18日のNHKのニュースで、認知症の徘徊から行方不明になった数が昨年1年間で1万人を超えたと報道をされています。このうち住居から1キロ圏内で発見されたのが59%、5キロ圏内が23%、5キロ圏外で発見されたのが18%と、多くが自宅近くで発見をされています。すぐに見つかるケースも多いのですが、2014年末時点で行方不明のままの人は285人というふうな報道がされています。

三郷町でも10年ほど前、敬老会に行かれてそのまま家に帰らず行方不明になり、いまだ見つかっていないというような例もありますし、年に2、3回ほど防災の無線の放送で探してくださいというような放送がされたりもしています。

そういうことが全国的にふえておりますので、多くの全国の自治体では、登録したシールを服とか持ち物に張って、いわゆるQRコードという、そういうシールを張ったりする。それから、最近では、爪にそのシールを、服だと見えなにかいうことで爪に張るとか、そういうような報道もありますけれども、ただ、このシールを張っているのがどういう意味なのかということが、周りの人がなかなか一般の人が知らないというようなこともありますし、また、そのことを知っている人は、あ、この人、認知症やねんなどということが、それを周知すると不特定多数の人にわかってしまうというような、そういう問題もあるよというようなこともまた指摘をされています。

最近ですけれども、奈良市ではGPSの端末を貸すというようなことを始めて

います。それで、それはいいなと思ってお聞きしましたら、三郷町では介護保険の福祉用具レンタルに指定をしているということをお聞きしました。これは縦4.5センチ、横3.7センチ、厚さ1.5センチのちっちゃい大きさと、靴とか持ち物につけることができ、勝手にどこかへ行かれてある一定の距離離れたら、5人の指定している人のところへばーっとその連絡が自動的に行くようになっているというものです。そういうのがあるんだなというのは私もこのことで知ったんですけれども、ということは、ほとんどの人がなかなかまだ知らない。

だから、もっと多く人に知らせてほしいなということが一つと、ただ、これ、介護保険の福祉用具のレンタルということなので、要介護2以上でないと利用できないということです。今後こういう介護2になってない方でそういうのを借り受けたいという人はどうしたらいいのかなという問題があると思いますので、周知のことと、要介護2になってない、認定されてない方にはどのような対応を考えておられるのかお聞かせください。

副議長（先山哲子） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の行方不明対策につきましては、行方不明をいかに防ぐか、また、その発生時にいかに速やかに本人を見つけ、その命を守れるか、そのための一連の対応策や仕組みづくりが喫緊の課題となっているところであります。

本町におきましては、平成24年度から官民が協働して高齢者や障害者、生活困窮者の方の異変を察知できるよう、三郷町暮らしのネットワーク事業を現在54事業所の協力のもと実施しているところであります。また、平成27年度からは徘徊などにより行方不明になるおそれのある高齢者の事前登録を受け付け、身元確認をするためのキーホルダーをお渡しするとともに、検索が必要となった場合に、事前にメールアドレスを登録されている方にその情報を発信する行方不明高齢者検索ネットワークシステム事業を実施しているところであります。

議員のご質問にあります居場所を確認できるGPS端末については、靴やかばんに取り付け、自宅から一定の距離が離れると登録されている方にメールで居場所を通知するといったもので、本町では介護保険制度の福祉用具貸与の対象として認めております。

この用具の貸与を受けられる方は、要介護認定2以上の方が対象となりますが、

しかし、徘徊される方にとっては、自分自身で行動が可能な比較的介護度が低い方が考えられることから、家族やケアマネジャーからの相談、また、医師の診断で徘徊等の心配のある方については、例外給付として取り扱うこととしておりますので、要介護1または要支援1・2の方でも、それぞれの状態に応じて対応しているところであります。

次に、周知の方法についてであります。現在は取り扱い業者から直接ケアマネジャーに周知をしていただいておりますが、まだまだ浸透していない状況であります。

そういったことから、町といたしまして、この用具が福祉用具貸与の対象となったことをケアマネジャーに周知するとともに、第7期の計画の際に策定いたします介護保険利用ガイドにも福祉用具貸与の対象用具の一つとして掲載し、周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 次に、放課後児童クラブの件で質問をいたします。

この放課後児童クラブ、いわゆる学童保育なんですけれども、6年生まで希望者全員が入所できるようにということで、何度も取り上げてきました。昨年の12月議会でも、せめて長期休暇中は5・6年生も入所できるようにと質問をいたしましたところ、ニーズを踏まえた上で検討したいという答弁でした。

ところが、年が明けまして来年度の応募が北小では定員いっぱい、三小も定員に近い応募だとお聞きしました。両親とも働く家庭がふえておりまして、この傾向はしばらく続くのではないかと思います。三郷町では若い人の定住促進ということで、いろいろな施策を考え行っております。子育て世代が三郷町に移り住んできたときに、学童保育は待機児童がいますというようなことは絶対にあってはならないと思います。

三郷小学校のほうは空き教室で対応できるのかと思いますけれども、北小ではどのような対応を考えておられますか。また、6年生までということも視野に入れて検討をお願いしたいと思いますけれども、教育委員会のお考えをお聞かせください。

副議長（先山哲子） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の放課後児童クラブにつきましては、入所学童数の増加に伴い、これまで数回にわたり条例上の定員数を改正し、最大限まで設定してきたところでございます。ところが、29年4月からの入所募集を行いましたところ、三郷小学校において定員100名に対し98名、三郷北小学校においては定員180名に対して同数の180名の応募がありました。

放課後児童クラブに対する需要は高まる一方で、現在、放課後児童クラブの入所対象となっております両小学校の1年生から4年生までの在籍児童数に対する放課後児童クラブ入所児童数の割合は年々上昇しており、新年度の4月1日の時点で三郷小学校では31%、三郷北小学校では40%と、極めて高い入所率となっております。また、今後もさらに転入等に伴う入所申請などが予想されることから、平成29年度につきましては待機児童が出ることも想定される状況であります。

こういった現象は、議員のご指摘のとおり、共稼ぎ世帯の増加などが主な要因となっているものと思われ、本町でも積極的に推進しております雇用の創出や働き方改革などの観点から見ますと、各種施策の一定の効果が見られると思われる一方、子育て支援の需要がさらに増加しているものであると、改めてその重要性を認識しているところでございます。

以上のことから、長期休暇中のみの高学年受け入れなどにつきましても種々検討を重ねてまいりましたが、今回の結果に鑑みますと、現段階では対応が極めて困難な状況となっております。

しかしながら、4年生までの待機児童を極力出さないことはもとより、6年生までの入所受け入れに対するニーズが高まっていることも看過できないものと認識しており、新年度早々には保護者に対しましてニーズアンケートを実施し、現状も踏まえながら具体的な対策を講じるよう検討してまいります。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） ニーズ調査も行って待機児童を出さないように、6年生までの入所も含めて検討していくということでしたので、ぜひともちゃんとやって

いただきたいと思います。

本当に今年の途中ででもそういう入れない子が出てくる可能性も大きくなっておりまのでね。来年度は絶対それよりオーバーするというのが、特に今パーセントをおっしゃっていましたが、1年生の方の、聞くところによりますと率がすごく上がっているように聞いていて、でも、子どもの半分近くの人が入所したいというようなことを聞いていますのでね。来年度になったら、それこそ大変だと思しますので、早急に考えていただいて、ちゃんと対応していただくように要望しておきます。返事は結構です。

副議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、10番、深木健宏議員。

10番（深木健宏）（登壇） 阪神・淡路大震災の被災地でのトイレ問題発生後の実態調査の結果、被災地のトイレ問題がハード、ソフト両面にわたって極めて多くの要素が関係していることがわかりました。それが高齢者、障害者等、災害弱者のみならず、健常者にとっても生命維持に多くの問題を含んでいることがわかりました。震災時のトイレ対策は、行政的には消防、防災、保健衛生、障害福祉、各種施設管理、緊急救助などのほか、地域防災福祉、コミュニティの役割、災害ボランティアとの密接な連携を必要とするものであります。

三郷町では食料や飲料水は確保しておるわけでございますけれども、実際に大きな地震災害が発生した場合、平常時からのトイレ対策の連携やトイレ対策に関する具体的な計画の策定、住民に対する教育、訓練、広報が極めて重要であり、震災時のトイレ対策は総合的な防災対策を必要とするものと考えます。

地震災害等が発生した場合、トイレ等排せつ物対策はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、深木議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

平時におきましては、排せつ物はトイレを通して污水处理施設で適切に処理され、臭気や害虫の発生・侵入を抑えることができますが、ひとたび災害が発生し水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞ります。そのため、排せつ物による細菌で感染症や害虫の発生が引き起こされ、また、避難所において、

トイレが不衛生であるために不快な思いをされる被災者がふえ、トイレの使用がためられるために、排せつを我慢するあまり水分をとることを控えることで健康被害を引き起こすおそれがございます。

災害時における避難所のトイレの確保・管理は極めて重要な課題であり、水、食料等の支援とともに、電気、水道、ガス等のライフラインと同様に被災者の命を支える社会基盤サービスの一つとして認識し、適切な対応が求められるところでございます。

本町といたしましても、災害時に起こり得る事態を想定し、必要となるトイレの調達をこれまでも計画的に実施してまいりまして、具体的には、マンホールトイレ7基、1基あたり100回使用可能な携帯トイレ70セットを備え、また、平成28年度におきましてもマンホールトイレ3基、オストメイト用トイレ2基を新たに購入したところでありますが、まだまだ十分に充足しているとは言いがたいのが現状でございます。

そこで、町長の施政方針にもございましたが、次年度には段ボール製簡易トイレ500個の購入を予定しております。また、三郷中学校建替事業に合わせまして、40トンの浄化槽の設置並びにマンホールトイレ用下水道の整備を図るとともに、マンホールトイレについても新たに10基の購入を予定しているところでございます。

しかしながら、単年度で全てを確保できるものではなく、簡易トイレは全世帯で必要になることも想定できますので、全世帯分を一挙にそろえることはできませんが、年次計画で調達を図るとともに、そういうトイレ施設だけではなく、手洗い用の水であったり石けん、トイレットペーパーなどの備品の確保、また、場合によれば、イベント会場等でも見かける仮設トイレの調達やタンク等に貯留します、し尿処理に関して民間処理業者との連携を図るなど、避難所の衛生管理や物資調達に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

10番（深木健宏）（登壇） ただいまそのような簡易トイレ等についてのご説明をいただきました。

非常にこの問題は多くの要素を含んでおりまして、簡単に1回の質問で終わるというわけにもいきません。本日取り上げさせていただくのはごく一部のことに

なるうかと思えますけれども、阪神・淡路大震災時には、既存の水洗トイレ等が使用不能になったことによりトイレの絶対数が不足し、それに伴い既存のトイレも不衛生、不清潔な状態に置かれ、災害弱者はもちろん、健常者もトイレの不自由さから心身共に困窮した。その直接の原因は、地震によるライフライン、上下水道や電力、通信等の断絶と被害者の避難所への集中等にすることになるわけですが、背景として、水洗化が進んだ現在の都市生活化により、避難所管理体制が不在であり、震災時のためのトイレが十分に確保されていなかったこと、震災時、し尿収集体制の不備等が挙げられています。

地震があっても従来どおり水洗化を含む各種トイレが使えることが最も望むところでございますが、既存のトイレを応急的にくみ取り式として使用する場合や災害用トイレを利用する場合、し尿集中処理や清掃、防疫等が適切に行われる必要があります。し尿収集について、平常時と異なり大量のくみ取りが必要であるため、これに対応した計画を策定していく必要があります。

既存の水洗トイレを最大限に活用するためには、各種トイレの清掃に使用する等のための用水確保は極めて重要であります。ここで考えられることは公共施設にあるプールであります。各小中学校のプールはもちろんのこと、ウォーターパーク等にあるプールの水は、プールの有効な保存等としてプールは常時水が張られています。これらの大量の水は有事のときに大いに役立ちます。新聞報道等によりますと、ある学校では学校長が水を利用して、バケツで児童が用を足すごとに流していたという報道もありました。

断水状態で、水があり使用できるのであればまだしも、被災時に通常と異なるトイレの使用がなされるが、災害弱者にとって使いやすいトイレのあり方、トイレ管理の仕方について特に配慮する必要があると思えます。水道水が利用できないときの水洗トイレ、水洗は使えないが便器は使える場合、避難所での数多くの仮設トイレの設置、緊急用のトイレなど、さまざまなトイレが想定されます。水や食料は我慢できても、排せつは我慢することがまず不可能でございます。非常用トイレの準備が必要ではないでしょうか。

先ほどさまざまな種類をご回答いただきましたけれども、それに伴って、今後大いに大きな計画も必要ではないかと思っております。このことについてもお伺いしたいと思います。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) 深木議員の再質問にお答えをしまいたいと思ひます。回答の内容は、先ほどの回答と若干重複するところもあるかと思ひますが、ご容赦をいたしたいと思ひます。

災害時の排せつ物対策で、下水道が使用できない場合の対応として、し尿くみ取りの必要性をご指摘いただいたところでございますが、ご指摘のとおり、昨今のトイレ設備は下水道施設への流出を大前提にしておりますことから、下水道管自体が分断・閉塞した場合には排せつ物が流れず堆積してしまい、トイレの機能を果たさないというようなことが容易に想定できます。

また、仮設トイレを用意できたといたしましても、貯留タンクには限度があり、排せつ物の引き抜きをしなければたちまちあふれ出し、使用不能な状況になることから、し尿収集業務を行う事業所へ依頼を行うこととなりますけども、この事象は当町だけに限らず、どこでも起こり得ることであり、処理業者の対応にも限度があるのではないかということから、その対応を平常時から処理業者と計画的に備えておくことが必要ではないかというふうに考えておりますけども、現実的には、そういうことが起こったときにはこうしてくださいねということをして事前に申し上げておくというのは、言ってもなかなかそのときにはその対応が難しいのではないかなというようなことも考え得るところでございます。

そんなことも含めながらも事前の準備というのは必要でございますから、そういう想定も念頭に入れながら、事前に平常時から処理業者と協議を進めておかなければならないのかなということも考えているところでございます。

また、水が使えない場合の非常用トイレの準備はというようなことで、先ほどいろんな簡易トイレ等の種別を申し上げたわけですが、簡易トイレといひましても、ちょっとイメージはつかみにくいのかもしれませんが、今度購入していかうとしておりますのは、材質が段ボールでできておるようでございます。ただ、段ボールといひても結構丈夫といひますか、頑丈なもので、組み立てには別に専用の工具を必要とせず、また、ストックしておくにもそれほどスペースもとらないというようなことで、結構役立つ種類のものだということ聞いております。

段ボールですから、水に濡れないということが大前提になってくるわけですが、その辺を十分に注意しながら保管をしていくということであれば、雨にさえ濡らさなければかなりの頻度で使うことができる。また、持ち運びも容易にできる。

当然、組み立ては便座、便器自体のもので、その下にビニール袋を装填して、そこに凝固剤を入れるということです。要は、当然凝固剤が入っていますので、1回用を済ますと、そこでそのビニール袋だけを取り外して、その排せつ物は処理に回すということで、本体自体は、使い回しって言葉が悪いですね。何度も繰り返し使えるというような、そういうものであること、それから、凝固剤でただ単に固めるということではなくて、やっぱり排せつ物のことですから、においも発生しますので、その辺もある程度抑制できるというようなことも聞いております関係上、避難所だけではなくて、家は倒壊しなくても、何とか家の近くでそういう排せつをする際にも使えるよということから、先ほど全世帯分というのは、どういう方であってもどの場所であっても使っていただけるような、そういうものを用意しておく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

それ以外にもいろんなものがあるかと思えますけども、いろんな情報、日々新しいものが出てきますので、その辺の情報を捉えながら、必要なものを必要な数量だけ何とか備えていくというのが災害時に向けた取り組みではないかというふうに考えているものでございます。

副議長（先山哲子） 再々質問を許します。

10番（深木健宏）（登壇） ただいま部長のほうから具体的にいろいろとご提案いただきました。

段ボールを使っての処理方法、私もそれ、ちょっと個々に調べたんですが、段ボール、ほかにも簡易トイレはいろいろ種類もあるわけですけども、今、段ボールと言われましたので、段ボールは、ビニール袋、水の漏れない袋を二重にして、そして、上にその今言った排せつをします。ほんで、小のほうは5、6回使えるだろうと。大のほうは1回ずつ、先ほどおっしゃいましたようにその凝固剤を入れてすぐ固めて、それで、その1枚目のやつを取って出すと。また、あとはきれいですから、そこへまた一つ足してですね。そういうふうなことのようです。

ただ、地域防災計画において、震災時のトイレ対策に関して何らかの規定があると回答した団体は、685団体の半数弱の42.3%であったようです。規定の内容としましては、し尿収集車の確保等し尿処理対策、これが75.3%、トイレに関する衛生対策・清掃対策が41.1%、災害用トイレの備蓄・配備計画が39.4%。この配備計画といえますのは下水道普及率が50%以上の都市で、これは53.2%あったようでございます。そのような状況の中、阪神・淡路大

震災以降、その教訓から相当に対策に取り組む団体が増加していると言えます。

トイレ対策は、その応急対応がしっかりしていないといけない問題であります。災害用トイレの備蓄・配備計画の規定、備蓄の数量目標の設定、計画上の配備場所、町指定の避難場所、自治会館、小中学校等々と考えられるわけでございますけれども、公営住宅や共同住宅、一般住宅、また、高齢者、障害者等に対するトイレ対策の必要性を認識する必要があると考えます。

先ほどご丁寧にいろいろとご回答いただきましたので、これ以上言うこともございませんが、こうしたより充実したものとするためにも、対策の方向性やあり方について、トイレ備蓄対策も具体的な応急対応の面では不十分であり、より充実したものとするためにも地域防災計画の充実が必要であり、災害時のトイレ対策はまさに総合的な防災対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。最後に一言お願いいたします。

副議長（先山哲子） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、深木議員の再々質問にお答えをしてみたいと思います。一言でというような話でしたが。

議員ご質問の中にあります三郷町地域防災計画、議員も持っていただいておりますが、この中で排せつ物に関する記述でございますけれども、衛生班という位置づけは設けております。衛生班での担当業務として、備蓄する非常用トイレの搬送や設置に関する記述は中で一部ございますが、より具体的な尿収集車の手配でありますとか確保、トイレに関する衛生対策や清掃方策、災害用トイレの配備計画など、より具体的な内容の規定はございません。

しかしながら、先ほども議員からもご指摘ございましたように、これまで実施してきた防災講演でありますとか、阪神・淡路大震災の発生時に自治体職員として現場に赴き、そこで一番痛感された事象としてトイレ問題が最大の課題やったというようなお話を耳にしますと、やはり飲料、食料等の備蓄もさることながら、排せつ物処理も重要な対策事業であるということを再認識しておるところでございます。

このことから、先ほども申しましたように、地域防災計画、その辺の記述にしましては不十分なところがあるという認識を持っておりますので、今すぐどうのこうのということは申し上げることはできませんけれども、そのことも十分に踏まえた上で、見直しをする際にあっては、そういう排せつ物関係も当然もう少し

中身を充実したものといたしますが、現状に即した内容に改めていく必要があるということ考えているところでございます。

副議長（先山哲子） 10番、深木健宏議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、9番、山田勝男議員。

9番（山田勝男）（登壇） 議長のお許しを得られましたので、いわせが丘の遊歩道の整備についてご質問いたします。

立野農住団地造成に伴い築造されたいわせが丘の遊歩道は、昭和55年ごろから地域の方々の朝夕の通勤・通学に、また、日中は散歩にと、多くの人々に利用されております。この中を流れていましたせせらぎは周辺住民の方々の心を癒やす、まさにやすらぎの道そのものです。大変好評でしたが、平成6年の湯水による時間給水等により、閉弁の時期等は不明ですが、されたものと私は思っております。以後、枯山水の状態となっており、また、遊歩道の舗装も大変荒れております。補修する状態になっております。平成26年の大滝ダムの供用開始、さらには、大門ダムの完成等で三郷町の水事情は改善され、今後は以前のような時間給水といったことは想定しなくともよいのではないかと思います。

それで、このせせらぎを整備して、いわゆるやすらぎの道としてよみがえらせていただけないかと思います。近隣のまちでこのような住宅街の中で環境のいいところはほかにないと思います。所見を伺いいたします。

副議長（先山哲子） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、山田議員のご質問にお答えしてまいります。

初めに、本町の公園緑地の管理状況について述べさせていただきたいと思っております。

公園が57か所、緑地が21か所ございまして、これら公園緑地の除草や樹木剪定、また、遊具等の施設管理などを一定要件のもと、自治会の方々にもご協力をいただきながら維持管理に努めているところです。

やすらぎの小径、ご質問をいただいているいわせが丘の遊歩道についても緑地の一つであります。三郷駅前に通じる主要幹線道路沿いにあることから、特に景観管理及び防犯対策を重視し、毎年樹木剪定を行い、照明施設についても早期にLED化工事を終えさせていただきました。

ご質問の遊歩道に設置されている水辺のせせらぎ施設の整備及び遊歩道の舗装

整備についてでございますが、この施設は平成6年の濁水により閉弁されたようですが、それ以前からも活用されずに現在に至っております。本施設が設置されてから既に35年が経過しており、関屋川からの取水ポンプ施設や流入経路の確認、また、水路床につきましても、町と農住土地区画整理組合との協議において貯水できないような措置が講じられており、その他にもあらゆる箇所の老朽化が考えられるため、安全性を確保せずに利用することはできないと考えております。

以上のことから、開弁すれば水を流すことができる状況ではないことから、部分的な回収も含めて早急な整備計画は現在のところ持ち合わせておりません。

なお、遊歩道部につきましても、現場状況を確認し、危険性の高い部分は計画的に補修するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

副議長（先山哲子） 再質問を許します。

9番（山田勝男）（登壇） 先ほど部長から答弁いただきました。

昭和58年から59年ごろに、ちょうど私がローソンを始めた間もないころに関屋川からの取水管の工事が行われたと思います。多分その時期に水を流したような気がいたします。それはどうでもいいですが、今望むことは、水事情も改善されているので、整備するのは当然それなりの金がかかりますが、要するに、このようないい環境を残していただいております。昭和38年頃に高圧線が引かれたときは賛否両論、けんけんがくがく議論されたそうですが、農住団地の造成に伴い、あのようなすばらしい環境をつくっていただきました。大変よかったですっております。先輩、先人たちがせっかくあのような財産を残してくれたのだから、夢のあるまちづくりをしようじゃないかというのが私の思いです。

実盛川の上流、上池の上流あたりにサギソウが群生しております。このせせらぎにサギソウを植え、蛍の養殖をして、夏になると、昼は可憐なサギソウが咲き、夜に蛍が舞う情景を想像すると、夢があっていいじゃありませんか。一躍三郷町の名所になると思います。信貴川の蛍の養殖もボランティアの方々が手入れもされているようです。

議場に下村議員もおいでです。下村議員は農住の造成に大きく貢献され、ご尽力いただきました。また、町長のお父さんも、助役、町長として理事長と兼務されながら農住団地の完成をさせられました。このような環境、まさに三郷町の宝です。先人たちの大きな遺産だと思います。

昨年、王寺町で行われた地域フォーラムで、上牧町の町長が、怒られるかもわかりませんが、田んぼの中、何の変哲もないあの川を有効活用したいというお話もありました。

勢野北の補償、中学校の建てかえといった大きな支出の時期で、私の提案、その質問がタイミングがちょっと悪かったかなと反省はしております。しかし、中学校の建てかえについては、国庫補助、また、起債の交付税算入といった措置もあるようですので、これらの条件が整い落ちついた時点でぜひとも検討していただきたいと思います。先輩たちの残していただいたこの宝、宝の持ち腐れのないように、あのせせらぎ、枯山水で草を生やした持ち腐れのないように、ぜひ整った時点では検討していただけたらと思います。

先ほど部長から答弁はいただきましたので、答弁は結構ですけれども、ただいまの話により町長にもし何か思いがあれば、お聞かせいただけたらと思います。もし部長がもう答弁したから結構だと言われまして結構ですけれども、ぜひ思いを聞かせていただけたらと思います。

以上です。

副議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 山田議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に言いにくい話かもしれませんが、確かにあのやすらぎの小径というのは非常に素晴らしいものであるなということは私自身も実感しております。そして、あそこに水が流れていたらいいなとも思いますけれども、その投資対効果というものも考えていかなければなりません。非常にもう古く、35年が経過しているということで、これを全部し直す、そして、あそこの川自体をつくろうとすれば、あそこにはもう水が流れないような仕組みになっているということも聞いております。

しかしながら、夢とロマンも非常に言っていただいたわけですから、今すぐということは非常に言いがたい話ではございますけれども、余裕が出たら検討はしていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

副議長（先山哲子） 9番、山田勝男議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもちまして一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日からは各委員会で審査を行うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時43分